

大正期仙台市の電気料金値上げ問題

雲 然 祥 子[†]

<目次>

はじめに

I 明治40年代仙台市における近代的都市基盤整備とその財源問題

1. 「五大事業」の展開と仙台市財政
2. 1911（明治44）年の市制改正と特別会計の設置
3. 仙台市営電気事業の経営状況

II 大正期仙台市の電気料金の値上げ

1. 電気料金値上げの背景・契機
2. 1919（大正8）年の電気料金値上げ
3. 1921（大正10）年の電気料金値上げ

おわりに

はじめに

本稿の課題は、大正期の仙台市営電気事業における電気料金の値上げが、仙台市の近代的都市形成過程においていかなる歴史的意義を有していたかを明らかにすることである。

従来、日本の都市の近代化過程において、公営事業がいかなる役割を果たしていたかということについての研究は数多くある。代表的なものとしては、大坂健¹⁾、竹中龍雄²⁾、金澤史男³⁾、関野満夫⁴⁾、持田信樹⁵⁾、伊藤之雄⁶⁾らの研究が挙げられよう。とはいえ、これらの研究といえども、公営事業の使用料金をめぐる動きについてはさほど深く言及しているわけではない⁷⁾。

[†] 東北学院大学大学院経済学研究科博士後期課程

1) 大坂健『地方公営企業の独立採算制』、昭和堂、1992年。

2) 竹中龍雄『日本公企業成立史』（大阪商科大学経済研究所調査彙報第十四輯）、大同書院、1939年。

3) 金澤史男「1910年代の都市財政の一考察—東京市電気事業の成立を中心に—」（東京大学経済学研究会『経済学研究』第22号、1979年、77～89ページ）、同『近代日本地方財政史研究』、日本経済評論社、2010年。

4) 関野満夫「関一の都市財政論」（京都大学経済学会『経済論叢』第129巻第1・2号、1982年、94～113ページ）、同「関一の大坂市営事業」（同第129巻第3号、1982年、77～96ページ）。

5) 持田信樹「日本における近代的都市財政の成立（一）」（東京大学社会科学研究所『社会科学研究』第36巻第3号、1984年、95～142ページ）、同「日本における近代的都市財政の成立（二）」（同第36巻第6号、1985年、49～198ページ）、同『都市財政の研究』、東京大学出版会、1993年。

6) 伊藤之雄編『近代京都の改造—都市経営の起源 1850年～1918年—』、ミネルヴァ書房、2006年。

7) ただ、金澤史男は、「1910年代の都市財政の一考察—東京市電気事業の成立を中心に—」（東京大学経済学研究会『経済学研究』第22号、1979年、77～89ページ）のなかで、東京市の電気軌道事業がその独立採算メ

仙台市の公営事業に関する研究においても同様であり、その使用料金に関する研究は少ない。ましてや、筆者が強い関心を寄せている市営電気事業の電気料金値上げについての研究は皆無に近い。『仙台市史』や郷土史などに目を向けてみても、断片的に言及されているにすぎない⁸⁾。そこで本稿では、このような研究上の空白を埋めるべく、仙台市が電気料金の値上げを提案した理由やその背景に関する検討、さらには当時の議会での議論やその後の経緯についての検証作業を行うこととしたい。

本稿の展開は次のとおりである。まずⅠでは、明治40年代の仙台市における近代的都市形成について考察する。その際、とくに同市の近代的都市形成の出発点と目される「五大事業」を取り上げ、その展開過程のおもな特徴について検討する。また、ここでは、仙台市営電気事業の登場とその後の展開についても言及し、その後の仙台市の近代的都市形成に大きな影響を及ぼした市制改正（1911〔明治44〕年）、とりわけそのなかの特別会計設定の意義についても検討する。

Ⅱでは、大正期の仙台市において、公営電気事業が「財源調達手段として機能」⁹⁾するに至った経緯について考察する。その際、当時発行された資料に依拠しつつ、とくに1919（大正8）年と1921（大正10）年の電気料金値上げの経緯に関する検証を行う。

なお、これらの作業を行うにあたっては、『仙台市事務報告書』、『市会会議録』、『市会決議録』などの仙台市の行政文書や、当時の新聞記事（とくに『河北新報』）を多用することとする¹⁰⁾。

I 明治40年代仙台市における近代的都市基盤整備とその財源問題

1. 「五大事業」の展開と仙台市財政

ここでは、まず、仙台市における近代的都市基盤整備事業が、いつ、どのようなかたちで本格的に推進されるようになったのかを見てみたい。その際、注目したいのは1907（明治40）年に仙

を徹底するために事業費確保などを目的とした値上げが行われていることを述べている。本稿とは視点はやや異なるものの、興味深い指摘といえる。

ちなみに、白木澤涼子は、昭和初期から戦前期における各地の電気料金値下げの歴史的意義を確定する詳細な研究を行っている（白木澤涼子「昭和初期の電気料金値下げ運動」、歴史学研究会編『歴史学研究』No.660, 1994年, 16～34, 64ページ）。ここでは、民間電気会社に対して市町村などが電気料金の値下げを要請する、あるいは市町村民が公営化を要求するといった特徴が昭和初期にみられることが述べられている。そのため、そもそも民間電気会社が高い料金設定を行った理由や背景・経緯、また公営電気事業に対する電気料金の値下げがどのようなものであったのかという点については、やや希薄な感が否めないように思う。

8) たとえば、仙台市史編さん委員会編『仙台市史 通史編7 近代2』（仙台市, 2009年）36ページなどを参照されたい。なお、明治40年代から1940（昭和15）年頃までの仙台市営電気事業の歴史についてまとめたものに仙台市『仙台市電気事業史』（1943年）があるが、同書は、当時の仙台市会での議論や条例の制定過程について詳細に取り上げているものの事実の羅列に過ぎず、十分な論考はなされていないといえる。

9) 関野満夫「関一と大阪市営事業一戦前日本における改良主義的都市財政論の検討（2）一」（京都大学経済学会『経済論叢』第129巻第3号, 1982年）78ページ。

10) なお、以下ではとくに断らないかぎり、資料からの引用文中における句読点はすべて引用者によるものとする。また、資料中の「□」については、印字不鮮明のため解読不可能である文字とする。さらに、資料中の漢字は、引用者の判断によりできるだけ現在の常用漢字に直して記載している。

台市が提唱した「五大事業」¹¹⁾である。これらの事業こそ、近世城下町から近代都市への構造転換を図るべく仙台市において選択された画期的なインフラ整備事業であったからである。

周知のように、日本は、1904（明治37）年に勃発した日露戦争でかろうじて勝利をおさめた¹²⁾。それを契機に、欧米列強と比肩する「世界一等国」¹³⁾のひとつとなったという認識が人々の間に広まった。そうしたなか、全国の都市、とりわけ六大都市を中心に、欧米列強並みの近代的都市基盤整備事業の早急な実施を求める世論が高まっていった¹⁴⁾。

むろん、このような動きは仙台市においてもみられ、以前にも増して¹⁵⁾、近代的な都市基盤整備事業を推進する機運が高まりをみせていた。とりわけ市街電気鉄道の敷設、公園の整備、市区改正の推進、上水道の整備などの事業を求める声が大きくなっていった¹⁶⁾。そして、そのような動きを背景にして、仙台市における近代都市形成への具体的な目標が設定されたのであった。それが、1907（明治40）年8月、仙台市会での「五大事業」の提唱にほかならない。

しかしながら、その後、この「五大事業」の整備は順調に進んだわけではなかった。というの

-
- 11) 「五大事業」とは1907（明治40）年8月の仙台市会で提起されたもので、文字通り5つの市営事業、すなわち上水道整備、電気事業（市営電気）、市区改正、市電敷設、公園設置（設備）を指す。なお、「五大事業」という呼称は、当時の『河北新報』やこれまでの『仙台市史』などでは「五大市営事業」「五大問題」「五問題」などの名称が用いられているが、ここでは仙台市史編さん委員会編『仙台市史 通史編7 近代2』（仙台市、2009年）の記述にならって「五大事業」と表記することとする。また、5つの市営事業の説明についてもさまざまな表記が見受けられるが、これも同書の記述にならって用いることとする。
- 12) 日露戦争が日本経済に与えた影響については、さまざまな研究がなされている。詳細についてはここでは省略するが、さしあたり、藤田武夫『日本資本主義と財政』（実業之日本社、1949年）、同『日本地方財政発展史』（河出書房、1949年）、梶西光速・加藤俊彦・大島清・大内力『日本資本主義の発展Ⅱ』（東京大学出版会、1957年）、同『日本資本主義の発展Ⅲ』（同、1959年）、高橋誠「大正デモクラシーの財政学」（狭間源三編『講座・日本資本主義発達史論 第2巻 第一次世界大戦前後』第6章、日本評論社、1968年、185～231ページ）、井口和起編『近代日本の軌跡3 日清・日露戦争』（吉川弘文館、1994年）、井口和起『日露戦争の時代』（吉川弘文館、1998年）、伊藤之雄「日露戦争後の都市改造事業の展開—京都市の都市経営・一九〇七—一九一一」（京都大学法学会『法学論叢』第160巻第5・6号、2007年、119～183ページ）などを参照のこと。
- 13) 『河北新報』1906年12月18日「時代の趨勢と現在の東北」。
- 14) これについては、宇田正「近代大阪の都市化と市営電気軌道事業の一寄与—市区改正との関連において—」（大阪歴史学会『近代大阪の歴史的展開』、吉川弘文館、1976年、287～357ページ）、持田信樹「日本における近代的都市財政の成立（一）」（東京大学社会科学研究所編『社会科学研究』第36巻第3号、1984年、95～142ページ）、同「日本における近代的都市財政の成立（二）」（同第36巻第6号、1985年、49～197ページ）、同『都市財政の研究』（東京大学出版会、1993年）、石田頼房『日本近現代都市計画の展開 1868—2003』（自治体研究社、2004年）、伊藤之雄編『近代京都の改造—都市経営の起源 1850—1918年—』（ミネルヴァ書房、2006年）、高寄昇三『明治地方財政史』第6巻（勁草書房、2006年）などを参照のこと。
- 15) 1889（明治22）年の市制施行以来、仙台市では部分的ではあるが都市基盤整備事業に取り組んでいた。たとえば、下水道設備などであるが、それらは度々財源難に直面していた。しかも、日清戦争前後には、のちの「五大事業」につながるような都市基盤整備事業の構想が仙台市会で提案されるものの、「時期尚早」という声が相次いだために否決され、思うように着手できない状況が続いていた。
- 16) その動きに対し、仙台市においては工業化の推進とリンクした動きも見せていた。たとえば、1906（明治39）年12月15日の『河北新報』では、仙台市の将来の発達のために工業を発展させることは「緊急の問題」であり、そのためにはきわめて低廉な動力を供給することで、産業発達を促進する必要があるという意見が掲載されている（『仙台市と工業』）。また、この頃、市内においても民営のガス会社・電気会社の設立や、水力発電による電気鉄道の敷設の動き（たとえば『河北新報』1906年11月7日「仙台電気鉄道の設計」など）がさかんにみられるようになっていたほか、市民の飲料水の確保、あるいは上水道工事と市区改正事業の必要性（『河北新報』1907年1月20日「飲料水欠乏と上水工事」、同1907年2月8日「上水工事と市区改正」など）も重要視されていたことから、仙台市においても何らかの政策的対応が求められていたことをうかがえる。

も、これらの事業にかかる財源確保が大きな課題となっていたからである。

では、当時の仙台市の財政は、財源問題に関していざばどのような状況にあったのであろうか¹⁷⁾。

まず、明治期の仙台市の歳出総額（經常部・臨時部を合わせたもの）の特徴は、歳出規模が膨張しつつあるなかで教育費が突出して大きな比重を占めていたことから、ほかの費目に配分できない状況にあったことである（図1-1）。その特徴は日露戦争後になるととくに顕著にみとれる。たとえば、1910（明治43）年度の歳出総額は約23万4870円であるが、そのうち教育費が約11万7096円（全体の約50パーセント）を占めている一方で、土木費やほかの費目の支出が相対的に少なくなっている。

他方、歳入の特徴は、明治期を通して歳出と同様に膨張傾向を示しているなかで、市税収入、および国や宮城県からの交付金・補助金、さらには借入金・負債の割合も増加していることである（図1-2）。たとえば、1910年度の歳入総額は約24万2990円についてみると、そのうち市税収入は約13万0323円（全体の53.6パーセント）、交付金・補助金はあわせて約2万8846円（同11.8パーセント）、借入金・負債は2万0334円（同8.4パーセント）となっている¹⁸⁾。

このような歳出入の厳しい状況を打開すべく、仙台市は市税収入の増大、すなわち戸別割（戸数割付加税）の増率¹⁹⁾や、国税所得稅付加税・特別稅電柱稅²⁰⁾の新設（1907年）などを行った。とくに戸別割は、仙台市の新たな独自財源として大きな役割を果たすこととなるが、それでもなお膨張し続ける歳出を支えるだけの財源とはならず、歳出の節減、すなわち各種事業費の削減を

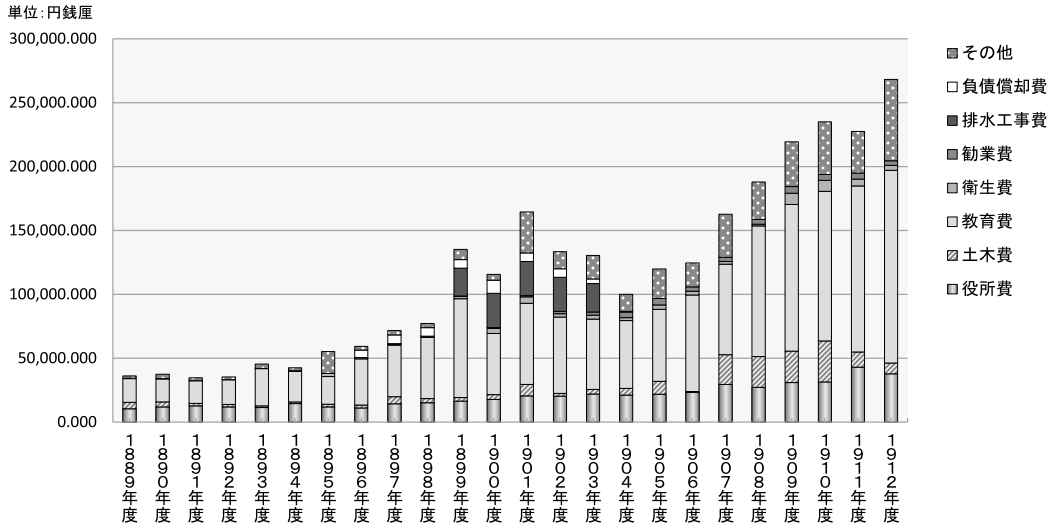
17) なお、明治期の仙台市の財政については、仙台市史編さん委員会編『仙台市史 通史編6 近代1』（仙台市、2008年）250～269ページ、および長谷部弘「仙台市における近代的地方財政制度の成立過程—財政制度の近代化と『二十四ヶ町共有金』—」（東北都市学会『仙台都市研究』Vol. 6、2008年、23～47ページ）に詳しいので、そちらも参照されたい。

18) 仙台市『仙台市一般会計特別会計歳入歳出決算書』1910年度、および同『仙台市事務報告書』1910年度。なお、当時の新聞記事によれば、「都市の発展に伴ふ教育、衛生、若しくは交通等の施設に関し、その財源を市債に求めて、これを經營せんとするの傾向は、昨年（1910年のこと…引用者）以来著るしく各地に見らるゝが如し」とあり、仙台市に限らず、全国各地でこのような傾向が見られたようである（『河北新報』1911年1月17日「市債と中心点」）。

19) たとえば、1912年度予算編成の際、各種事業の増大により歳出の予算も「四十二三万円」の増大が見込まれるが、歳入において「二十万円の改造費は市債を起すに付き、廿二三万円は市税其他の財源に求めざるべからざるが、内小学校授業料の増収あるも、市税中營業稅、雜種稅、所得稅等は制限あるを以て右の歳出増加は結局戸別割に賦課することとなるべければ、一般の負担は無論加重を見るに至るべし」ということが述べられている（『河北新報』1911年2月13日「本市予算の膨張」）。ここをみるように、營業稅・雜種稅・所得稅は、1908年に制定された「地方稅制限ニ関スル法律」によって課稅制限がなされているため課稅を行うのが容易ではなく、ゆえに戸別割の徵收率を増加させて財源を確保しようとしていることがわかる。なお、このような新聞記事は、1907年以降たびたび見られるが、ここでは省略する。

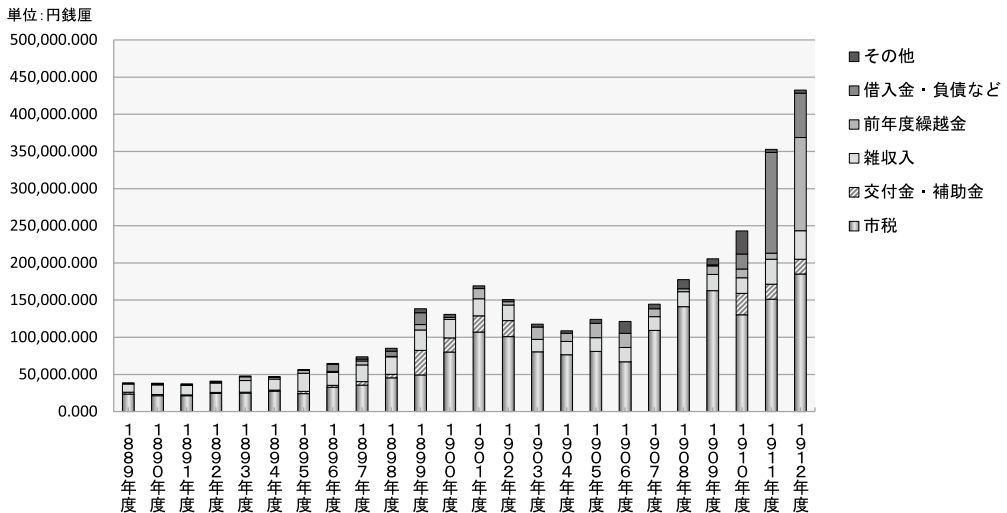
20) 特別稅電柱稅は、1907（明治40）年2月の仙台市会に「仙台市特別稅電柱稅條例」が提案され、同月中に可決されたものである（『河北新報』1907年2月17日「当市特別稅電柱稅條例」など）。これは同年5月に施行されたが、そのなかで「仙台市内の道路に電流を建設し電燈又は電力供給の營業を為すものには本條例に依り電流稅を賦課徵收す」とこと（第一条）、「電柱稅は電柱一本に付年稅金50錢とす」とこと（第三条）などが定められた（仙台市史編さん委員会編『仙台市史 資料編8 近代現代4 經濟・行政・財政』、仙台市、2006年、342～343ページ所収）。当時の仙台市の政策担当者たちが、電氣事業が収益をあげる事業であるということ認識していたことを反映させたものであるといえよう。なお、この條例は、1912（大正元）年度をもって廃止された。

図1-1 明治期における仙台市一般会計歳出（經常部・臨時部）決算額の推移



資料：仙台市史編さん委員会編『仙台市史 通史編6 近代1』（仙台市，2008年），261ページの図233を参考に，仙台市『仙台市一般会計特別会計歳入歳出決算書』各年版より作成。

図1-2 明治期における仙台市一般会計歳入決算額の推移



資料：仙台市史編さん委員会編『仙台市史 通史編6 近代1』（仙台市，2008年），261ページの図232を参考に，仙台市『仙台市一般会計特別会計歳入歳出決算書』各年版より作成。

余儀なくされたのである²¹⁾。

以上のように、当時の仙台市においては「五大事業」という大規模な都市基盤整備事業に着手するための財源の確保がきわめて困難であった。なかでも、「五大事業」の柱の一つと目されていた市区改正事業にいたっては、土地の買収などに多額の費用を要するため、当時の市の財政状況ではとても実施できるものではなかったのである²²⁾。

ただし、そうしたなかでも、「五大事業」のなかの市営電気事業の構想については、低廉かつ安定的な電気供給の実施が期待されただけでなく、工業誘致の基盤を整備するための手段として注目された²³⁾。つまり、すでに述べたような財政難のなかでも、市営電気事業は「第一」の事業として取り込まれたのである。かくして、市営電気事業の構想が具体的に動き始め、その後の調査で既設の民間電力会社を買収することによって市営化を実現させることとなった。その結果、1911（明治44）年7月に仙台電力株式会社を買収完了とともに事業が開始され、1912（大正元）年12月の宮城紡績電灯株式会社を買収完了によって本格的な事業展開を遂げることとなる²⁴⁾。

2. 1911（明治44）年の市制改正と特別会計の設置

明治末期から大正期にかけて、六大都市を中心とした都市部において、公営事業の展開が多くみられるようになった²⁵⁾。

- 21) その結果として、各種事業公債の発行を抑制する動きもみられた。たとえば、1910（明治43）年1月には、明年度以降の3ヶ年継続事業として市立各小学校設備の整備を行うために16万円の市債を起すことを計画したが、「財政困難の場合、仮へ国民教育事業の緊要なるものなりとするも、斯る不生産的事業に市債を起し、之が為め生産的事業の発展を絶つは大に考究すべき問題にして、尤も斯かることなしとするも市債を起せば勢ひ其余地なきに至るべきは当然なるを以て、此際市債は見合せ」るものとされた。なおこのときは代替案として、仙台市会共有金や私有財産から支弁するほか、尋常小学校授業料の徴収なども企図された（『河北新報』1910年1月24日「市債は遂に見合せ」）。
- 22) そのことについては、のちの1919（大正8）年2月16日の『河北新報』で「仙台市々区改正は多年の懸案にて、遠藤市長時代既に之れが計画を樹立し、市会の議決を経たるも財政其他の関係上実施に至らず……（後略）」と報じられていることから明らかである（「愈々市区改正実施計画」）。
- 23) そのことは、「五大事業調査建議書」のなかで、市営電気事業の構想が「仙台市営水利工事を起して工業者に原動力を供給する得失」と位置付けていることから明らかである（仙台市『仙台市電気事業史』、1943年、8～9ページ）。ちなみに、当時すでに「市費が年々膨張する今日に在りては何等か適當なる財源を見出すの要あるべく、この点に於て電力の市営は差し当りて適當なる財源の一として挙ぐるを得べし」という一部の世論もあり（『河北新報』1908年2月29日「電力市営問題如何」）、この時点で市営電気事業の収益性を認識し、「財源調達手段として機能」することを見越していたことは興味深い。
- 24) 仙台電灯株式会社および宮城紡績電灯株式会社の趨勢については、安孫子麟「宮城県の電気事業」（白い國の詩編『東北の電気物語』第5章、東北電力株式会社、1988年）、東北電力株式会社編『東北地方電気事業史』（1960年）、逸見英夫『水力発電は仙台から始まった—三居沢発電所物語—』（創童社、2000年）などを参照されたい。
- 25) 寺尾見洋は、日清・日露戦争後の都市部の発展は顕著なものがあり、「日清・日露戦争後の産業資本主義の発展的飛躍の中で、資本・人口の都市集中が進行し、都市の公共的諸事業はもはや放置できなくなった」と指摘している（寺尾見洋『独立採算制批判』、法律文化社、1965年、122ページ）。その一方で、高寄昇三は、上述のような都市財政の膨張と税源不足（財源不足）が顕著なものとなり、その解決策として「大都市財政は、財源不足を公営企業の独占利益で、補填する経営戦略を実践」すべく、明治末期から大正期にかけて「公営企業が民営を買収し、巻返しにでる」こととなったと指摘している（高寄昇三『明治地方財政史』第6巻、勁草書房、2006年、354～355ページ）。また、高寄は、同書において「大都市財政の財源問題は、八方塞がりであり、どうしても活路を公営企業に見いだし、財源を確保しなければならぬ窮況に於った」とも指摘している（365ページ）。なお、具体的な事例については、上記の文献に加え、持田信樹『都市財政の研究』

このような動きをいっそう推進させる契機となったのが、1911（明治44）年の市制改正にともなう特別会計の設定であった。周知のように、同年4月に市制改正が行われた。市制は1889（明治22）年に制定されたものであり、その後、数回にわたって改正されているが、全文改正が行われたのは1911年のみであった。この改正の特徴について、櫻井良樹は、「都市経営の発展を企図した市制を中心とした改正であ」と指摘している²⁶⁾。つまり、1911年の市制改正は、日露戦争後の都市における公営事業の相次ぐ登場に対応した改正であり、持田信樹の言葉を借りれば「都市財政の事業団体としての成長を妨げる諸要因を取り除くことに集約されていた。…（中略）…換言すれば、明治四四年改正は都市財政の『公共的事业団体』化を経営組織面から促進する新機軸」²⁷⁾であったといえよう。

ここで、この改正の主な特徴をみておこう。この改正では市町村の公法人としての性格を明確にただけでなく、そのほかの点でもさまざまな改正が行われた²⁸⁾。とくに注目したいのは、特別会計の設置が明記されたことである。この設定は、「市ハ特別会計ヲ設クルコトヲ得」²⁹⁾と定められた改正市制第138条にもとづくもので、「一般会計ノ外ニ独立シ特別ノ予算ヲ調製スルモノ」、すなわち「予算不可分ノ原則ニ対スル例外」として設定された³⁰⁾。また、特別会計は、市町村会の議決を経て設定するものとされた。これによって、これ以降に行われることとなる市営事業のほとんどが、市会の議決を経れば特別会計を設定して行うことが可能となった。ただし、『改正市制町村制逐條示解』においては、「特別会計ハ一般会計ノ外ニ特別ノ予算ヲ調製シ之ニ依リテ其ノ収支ヲ整理スルモノナリト雖固ヨリ特立経営ニ係ル事業ノ収入ヲ以テ其ノ経費ヲ支弁シ得ル

（東京大学出版会、1993年）、大石嘉一郎・金澤史男編著『近代日本都市史研究—地方都市からの再構成—』（日本経済評論社、2003年）、伊藤之雄『近代京都の改造—都市経営の起源 1850年～1918年—』（ミネルヴァ書房、2006年）などを参照されたい。

- 26) 櫻井良樹「第二次桂内閣の市制改正について」（日本歴史学会編『日本歴史』第487号、1988年）76ページ。
- 27) 持田信樹「日本における近代的都市財政の成立（二）」（東京大学社会科学研究所『社会科学研究』第36巻第6号、1985年）68ページ。
- 28) 仙台市史編纂委員会編『仙台市史2 本篇2』（仙台市役所、1955年）275～277ページ、および長谷部弘「仙台市における近代的地方財政制度の成立過程—財政制度の近代化と『二十四ヶ町共有金』—」（東北都市学会『仙台都市研究』Vol. 6、2008年）38ページによれば、この市制改正の主な改正点として以下の5点が挙げられている。第一に、従来、市参事会有していたさまざまな権限を市長および市会に委譲したことにより、市長の職務権限の拡大をみたこと、および市会の権限が強化されたことである（「第二章 市会」〔第13条～第63条〕、「第三章 市参事会」〔第64条～第71条〕、「第四章 市吏員」〔第72条～103条〕）。第二に、「収益の為にする市の財産」のみを「基本財産」とし、さらに「特別の基本財産」を設けることを奨励したことである（第109条）。従来、学校や病院、道路、河川などの非収益的なものも「基本財産」に含まれていたが、市制改正により、収益を目的とする財産のみに「基本財産」を限定し、さらに特別基本財産として、水道事業や公園などの市営事業経営による財産の蓄積も奨励された。これにより、これまでは公営造物の使用料という位置づけであった市営事業収入が特別基本財産収入として管理されることが可能となった。第三に、「市ハ其ノ公益上ノ必要アル場合ニ於テハ寄附又ハ補助ヲ為スコトヲ得」ることとされたことである（第115条）。第四に、市費によって行われる事業のうち、数年にわたって費用の支出を行う場合は、「継続費」として市会の議決により各年度の支出として計上できることとなったことである（第135条）。そして第五に、特別会計の設定がなされたことである（「市制改正」、大蔵省印刷局『法令全書』第4号、1911年、108～157ページ〔法律第68号〕）。
- 29) 「市制改正」（法律第68号）、大蔵省印刷局『法令全書』第4号、1911年、148ページ。
- 30) 自治館編輯局『改正市制町村制逐條示解』（改訂54版）、自治館、1912年（復刻版：五十嵐二郎・松本角太郎・中村淑人著、改正市制町村制逐條示解）〔改訂54版〕第2分冊 地方自治法研究復刊大系第38巻 日本立法資料全集別巻728、信山社、2011年）916ページ。

ノ理由ニ基クモノニ非ス、故ニ特別会計ニ対シテ一般会計ヨリ資金ノ繰入ヲ為スコトアルヘク、又特別会計ノ収支ニ残余ヲ生スルトキハ一般会計ニ之ヲ繰入ルルコトヲ妨ケサルナリ」と述べていることには留意しておくべきであろう³¹⁾。

これ以降、仙台市においても特別会計の設定が多くみられるようになった。市制改正後の1911（明治44）年7月に発足した仙台市営電気事業の会計も特別会計で行われることとなり、事業経営のための特別会計電気事業費、その費用を積み立てておく特別会計電気事業積立金が設定された³²⁾。その後の仙台市営電気事業のめざましい展開に鑑みれば、このことの歴史的意義はきわめて大きいものであったといえよう。

3. 仙台市営電気事業の経営状況

ここでは、明治末期から大正期までの仙台市営電気事業の経営状況についてみておきたい。

1911（明治44）年7月に発足し、翌（大正元）年12月から本格的な事業経営をスタートさせた仙台市営電気事業は、その後、電気供給体制の拡充を図るべく設備投資をすすめていった。その結果、発足当初の1911年にはわずか5960灯であった電灯需要数は、1915（大正4）年には7万4310灯、1919（大正8）年には9万3729灯、1921（大正10）年には10万9390灯と増加し続け、10年間で約18倍にまで伸びている。この間、供給区域は、仙台市だけでなく、名取郡長町・中田村・増田町・館腰村・岩沼町・東多賀村閑上、宮城郡原町・七北田村・七郷村・塩釜町・岩切村・利府村・松島村・七ヶ浜村・高砂村・多賀城村、柴田郡大河原町・村田町、伊具郡角田町、刈田郡白石町、亶理郡亶理町など、仙台市の周辺町村あるいは仙南地域にまで及んでいる³³⁾。

31) 自治館編輯局『改正市制町村制逐條示解』（改訂54版）、自治館、1912年（復刻版：五十嵐鑛二郎・松本角太郎・中村淑人著『改正市制町村制逐條示解』（改訂54版）第2分冊 地方自治法研究復刊大系第38巻 日本立法資料全集別巻728、信山社、2011年）917ページ。なお、同様のことは、持田信樹も指摘している。持田は、『改正市制町村制積義』において「……一般会計ヨリ特別会計ニ資金補給ヲ為スコトアルヘク、又特別会計ハ其収入ハ挙ゲテ其支出ニ当テサルベカラサルニ非ラス、会計経営ヲ別ニスルニ止マルヲ以テ其会計ニ余裕アルトキハ一般会計ニ資金ヲ繰入ルルコトモ亦妨ケサルナリ」（帝国地方行政学会編『改正市制町村制積義』、1911年〔復刻版：中川健蔵・宮内國太郎・阿部壽準・立花俊吉著『改正市制町村制積義』地方自治法研究復刊大系第26巻 日本立法資料全集別巻716、信山社、2010年）554～555ページ）と記述されていることに注目し、「一般会計と特別会計の分離は載善たるものではなく、かなりルーズなものであったことは注目に値」と指摘している（持田信樹「日本における近代的都市財政の成立〔二〕」、東京大学社会科学研究所『社会科学研究』第36巻第6号、1985年、67ページ）。また、大坂健も同様の指摘をしており（大坂健『地方公営企業の独立採算制』、昭和堂、1992年）、それゆえ市制改正における特別会計設定の意味を考える際には、これらの指摘にも留意しておくべきであろう。

32) 仙台市営電気事業の事業開始にあたり、「仙台市営電灯並電動力使用料条例」（1911年6月）、「仙台市電氣部設置規程」（同年7月）、「仙台市電氣使用料細則」（1912年2月）が制定されている。また、特別会計電気事業積立金を設置するにあたっては、「仙台市電氣事業積立金条例」（1915年7月）が制定されている。なお、公債発行にあたっては「仙台市電氣事業公債条例」（1912年12月）が制定されているが、この条例は公債が発行されるたびに「第〇回仙台市電氣事業公債条例」（または仙台市第〇回電氣事業公債条例）として制定されている。これら一連の条例については、仙台市『仙台市営電氣事業史』（1943年）97～122ページに全文が掲載されているので、そちらを参照されたい。

33) ここに挙げた供給地域は、宮城紡績電灯株式会社を買収したあとの1912（大正元）年12月から、1923（大正12）年3月までの約12年間である。それ以外の時期の供給地域の変遷については、仙台市『仙台市事務報告書』各年版、および仙台市『仙台市電氣事業史』（仙台市、1943年）360～362ページを参照されたい。

このような電灯需要の増大と供給区域の拡大は、仙台市営電気事業の収支である特別会計電気事業費からもうかがえる。表1は、1911（明治44）年度から1928（昭和3）年度までの特別会計電気事業費の歳入・歳出の大まかな推移を示したものであるが、これをみるように、特別会計電気事業費の最大の収入源であった電気事業収入（「使用料及手数料」）は、1911年度には約3万3037円であったものが、10年後の1921（大正10）年度には約91万0194円へと増大している。なお、電気事業の経営状態をみるために、特別会計電気事業費歳入に対する同歳出（經常部・臨時部。公債費も含む）の比率を示すと、1911年度 69.09パーセント、1912年度 98.9パーセント、1919年度 67.05パーセント、1921年度 60.04パーセント、1925年度 53.01パーセントとなっている。また、同事業発足当初から4回にわたって発行された公債の償還³⁴⁾も順調に行われ、1918（大正7）年3月までにはそれらがすべて終了していた。その結果、1918年度から1926（大正15・昭和元）年度までは特別会計電気事業費の歳入出の黒字を計上していた。これらの数値をみるかぎり、順調な経営を行っていたことがわかる。

こうしたなか、1919（大正8）年2月18日の仙台市会において「市区改正事業資金設置及管理規則」の提案がなされた。この提案こそ、のちに仙台市営電気事業が財源調達手段、すなわち「財政の宝庫」³⁵⁾として位置づけられることになる契機となったものである。そしてこれ以降、市営電気事業の電気料金（電灯料金・電動力料金）の値上げ³⁶⁾によって、仙台市が企図した各種事業または同市の一般会計の財源補填に充当されていくことになるのである。

すでにみたように、明治後期以降、仙台市財政における「歳入財源は頗る逼迫を呈し」ており、「財源如何を顧みるに、諸税は勿論、其他に於ても殆ど極限に達し居る状態なれば、最早此上を求むること至難の事情にあ」と指摘されていた³⁷⁾。そうした状況は大正期に入るといっそう顕著なものとなっていった。そのようななかで、当時の仙台市においては「独り電気事業のみは多大の利潤を見つゝありと雖も、料金の低廉なること全国にその比を見ず、且市民の経済状態は此際多少の値上を実行すると、殆ど痛痒を感じざる」と判断されたのであった³⁸⁾。つまり、同事業が仙台市における唯一の独自財源であり、収益性に富むものであると判断されたのであった。また、1915（大正4）年度以降、市営電気事業が積立金を有していたこと³⁹⁾、そして1919年当時、

34) 1907（明治40）年12月以降、4回にわたって行われた公債の発行は、おもに「電気事業経営費」に充当するためのものであった。とくに第1回目の公債発行は、仙台市が民間の電気会社を買収するために行われたものであった。詳しくは、仙台市『仙台市事務報告書』各年版、同『仙台市電気事業史』（1943年）845ページ、仙台市史編纂委員会編『仙台市史2 本篇2』（仙台市役所、1955年）810～811ページを参照されたい。

35) 「昭和十五年度予算市会に於ける渋谷市長演述要旨」（仙台市『仙台市公報』第117号、1940年）。

36) 「電気料金の値上げ」という表記については、当時の新聞記事などでは「電灯料値上」などと表記されることが多いが、そこには電動力料金の値上げも含まれている。そのため、便宜上、本稿では「電気料金の値上げ」または「電気料金値上げ」などと表記することとする。

37) 『河北新報』1919年2月12日「電灯料値上げか」。

38) 『河北新報』1919年2月12日「電灯料値上げか」。

39) 仙台市営電気事業は、1915（大正4）年度から特別会計電気事業積立金を設け、電気事業にかかわる費用の積立を行っていた（仙台市『仙台市事務報告書』各年版）。積立金は三種類からなり、第一積立金は「電気部所属ノ建物、電線路及器械器具等ノ減損償却費ニ充ツル目的」のため、第二積立金は「本市水道事業費填補ノ資ニ充ツ」ため、そして第三積立金は「電気部所属財産増殖ノ資ニ充ツ」（ただし第一積立金と第二積立

表1 特別会計電気事業費（単位：円銭厘）

年度	取 入								経常費		
	使用料手数料		雑収入	公債 (B)	その他	総額 (C)	収入総額に占める電気使用料収入の割合 (A / C, %)	収入総額に占める公債収入の割合 (B / C, %)	事務所費	事業費	雑支出
	電気 (A)	電車									
1911	33,037.290		2,471.399		648,035.620	683,544.309	4.8%	0.0%	13,528.402		
1912	112,027.077		1,057.005	30,680.000	228,531.671	372,295.753	30.1%	8.2%	33,714.224		
1913	283,228.370		14,828.765	320,680.000	24,005.424	642,742.559	44.1%	49.9%		67,143.140	
1914	316,979.610		12,820.335	450,000.000	76,994.614	856,794.559	37.0%	52.5%		82,210.453	
1915	354,072.245		17,466.990	1,200,000.000	279,914.169	1,851,453.404	19.1%	64.8%		83,760.334	
1916	390,399.315		21,230.940		107,820.320	519,450.575	75.2%	0.0%		111,590.375	262.120
1917	427,305.780		14,029.790	2,132,500.000	245,580.390	2,819,415.960	15.2%	75.6%		124,837.350	471.010
1918	488,267.730		14,813.700	140,000.000	391,052.850	1,034,134.280	47.2%	13.5%	65,026.460	89,636.430	0.100
1919	585,946.880		16,708.530	480,000.000	365,134.760	1,447,790.170	40.5%	33.2%	102,058.050	117,314.650	5.390
1920	767,002.260		37,691.130	300,000.000	561,888.510	1,666,581.900	46.0%	18.0%	123,137.830	142,278.890	19.700
1921	910,193.740		56,860.810	213,400.000	840,311.310	2,020,765.860	45.0%	10.6%	128,582.390	121,625.030	193.610
1922	1,067,643.560		76,981.490		926,089.680	2,070,714.730	51.6%	0.0%	139,463.810	140,256.310	67.210
1923	886,869.340		67,707.410		721,414.340	1,675,991.090	52.9%	0.0%	128,578.160	96,629.670	521.950
1924	978,720.000		47,130.670		901,235.880	1,927,086.550	50.8%	0.0%	126,440.190	98,460.250	2,375.030
1925	1,044,842.250		73,209.070	613,000.000	1,131,361.230	2,862,412.550	36.5%	21.4%	141,730.990	127,417.570	512.050
1926	1,190,887.940		107,808.180	684,900.000	1,474,368.370	3,457,964.490	34.4%	19.8%	156,386.260	139,018.070	3,561.930
1927	1,624,402.660		112,848.120	1,478,700.000	716,324.710	3,932,275.490	41.3%	37.6%	169,278.690	266,488.720	285.050
1928	1,366,714.990	460,652.330	81,878.260	797,000.000	556,361.240	3,262,606.820	41.9%	24.4%	192,211.580	285,531.800	3,750.480

資料：仙台市『仙台市一般会計特別会計歳入歳出決算書』各年版より作成。

注1：作成にあたっては、白木正俊「明治後期の琵琶湖疏水と電気事業」（伊藤之雄編『近代京都の改造—都市経営の起源 1850～1918年—』、ミネルヴァ書房、2006年）86～87ページの表を参考にしたが、詳細な分析を行うためには、今後も検討が必要である。

注2：1911年度から1917年度、および、1927年度から1928年度の純益金がマイナスを示しているのは、それぞれの年度間において電気事業公債の償還がなされたためである。

大正期仙台市の電気料金値上げ問題

支 出							収入に対する歳出の割合 (D+E) / C. (%)	差引残金 C - (D+E)	公債費	純益金 (差引残金 - 公債費)
その他	総額 (D)	臨 時 費				総額 (E)				
		電気費	営繕費	積立金	その他					
458,733.731	472,262.133						69.09%	211,282.176	383,766.160	- 172,483.984
3,928.100	37,642.324				330,574.330	330,574.330	98.90%	4,079.099	65,879.890	- 61,800.791
10,336.260	77,479.400	77,730.650	256.600		431,637.180	509,624.430	91.34%	55,638.729	220,637.180	- 164,998.451
12,259.090	94,469.543	48,395.987	1,828.300	147,933.750	449,563.930	647,721.967	86.62%	114,603.049	442,306.160	- 327,703.111
23,684.750	107,445.084	42,229.460	267.400	67,821.350	1,566,544.020	1,676,862.230	96.37%	67,146.090	197,584.920	- 130,438.830
16,879.520	128,732.015	49,214.920	3,248.200	67,392.580	228,031.250	347,886.950	91.75%	42,831.610	216,143.200	- 173,311.590
32,332.160	157,640.520	95,056.010	1,320.810	31,507.240	2,265,015.060	2,392,899.120	90.46%	268,876.320	2,252,667.550	- 1,983,791.230
40,222.690	194,885.680	142,203.350	11,114.840	29,502.000	408,972.220	591,792.410	76.07%	247,456.190	213,510.610	33,945.580
54,268.700	273,646.790	173,251.730	6,186.450	28,587.400	489,102.520	697,128.100	67.05%	477,015.280	228,885.590	248,129.690
86,554.090	351,990.510	54,706.440	2,173.600	52,849.000	454,266.080	563,995.120	54.96%	750,596.270	248,638.580	501,957.690
72,926.180	323,327.210	11,136.270	5,698.120	39,033.590	833,993.650	889,861.630	60.04%	807,577.020	270,492.490	537,084.530
68,584.220	348,371.550	144,784.540	9,505.860	28,566.000	1,062,378.110	1,245,234.510	76.96%	477,108.670	331,755.360	145,353.310
27,127.210	252,856.990	107,391.900	8,134.530	49,661.000	935,982.260	1,101,169.690	80.79%	321,964.410	194,093.510	127,870.900
36,690.300	263,965.770	119,512.610	6,245.310	141,289.910	494,296.080	761,343.910	53.21%	901,776.870	235,211.850	666,565.020
33,317.810	302,978.420	143,383.660	16,863.260	44,821.000	1,009,341.170	1,214,409.090	53.01%	1,345,025.040	246,520.920	1,098,504.120
57,417.910	356,384.170	120,561.310	8,507.700	44,825.000	2,277,976.390	2,451,870.400	81.21%	649,709.920	292,453.970	357,255.950
176,507.220	612,559.680	284,228.750	2,185.500	136,484.230	2,430,818.630	2,853,717.110	88.15%	465,998.700	1,082,226.110	- 616,227.410
270,782.400	752,276.260	315,236.960	16,173.560	62,985.000	1,752,070.640	2,146,466.160	88.85%	363,864.400	1,179,004.070	- 815,139.670

電灯や電動力などの新設・増設の申し込みが増加している状態にあったこと⁴⁰⁾から、電気料金の値上げによる増収が見込まれていたものと思われる。

Ⅱ 大正期仙台市の電気料金の値上げ

本章では、大正期仙台市が行った仙台市営電気事業の電気料金の値上げが、どのような経緯を経て実施されるに至ったのかを考察する。

以下では、とくに1919（大正8）年と1921（大正10）年の仙台市会における電気料金値上げに関する議論をみることにする。ちなみに、1919年は大正期における最初の電気料金値上げが実施された年であり、1921年はそれが仙台市一般会計に繰り入れが開始された年であり、いずれも、のちの「財政の宝庫」と評される仙台市営電気事業の役割が明確になった年として位置づけられる。

1. 電気料金値上げの背景・契機

（1）仙台市における市区改正および市電敷設の必要性の増大

まず、この電気料金値上げが行われる発端となった動きについて簡単に整理しておこう。

そのおもな特徴は、第一に、仙台市において市区改正および市電敷設の必要性が増大したことである。

周知のように、1914（大正3）年から1918（大正7）年まで続いた第一次世界大戦⁴¹⁾の勃発を契機に、全国的に「天佑」⁴²⁾と呼ばれるほどの未曾有の経済発展がもたらされたが、他方ではさ

〓立金に余裕があるときに限る）ため、とその用途が定められていた（「仙台市電気事業積立金条例」、仙台市『仙台市電気事業史』、1943年、121～122ページ所収）。

40) これについては、1919（大正8）年1月24日の仙台市会の発言のなかにもみられる（仙台市会『大正八年市会会議録』、仙台市役所）。なお、電灯数・電動力数の推移については、仙台市『仙台市事務報告書』各年版、および仙台市電気部『仙台市電気事業報告書』各年版を参照のこと。

41) 第一次世界大戦が日本経済のもたらした影響について取り上げた研究も数多く存在するが、ここではさしあたり、藤田武夫『日本資本主義と財政』（実業之日本社、1949年）、同『日本地方財政発展史』（河出書房、1949年）、坂本忠次『日本における地方行財政の展開—大正デモクラシー期地方財政史の研究—』（御茶の水書房、1989年）、望月和彦『大正デモクラシーの政治経済学』（芦書房、2007年）、高寄昇三『大正地方財政史』上巻（公人の友社、2008年）、同下巻（同、2009年）、伊藤之雄「第一次世界大戦後の都市計画事業の形成—京都市を事例に一九一八—一九一九—」（京都大学法学会『法学論叢』第166巻第6号、2010年、1～34ページ）などを参照されたい。

42) 「天佑」という言葉は、1914（大正3）年8月、当時元老を務めていた井上馨が「欧州大戦の勃発こそ大正新政に於ける我が帝国の世界的発展を期する絶好の機会である」（井上馨侯博記編纂会『世外井上公伝』第5巻、原書房、1968年、306ページ）とし、山県有朋や大隈重信に対して助言した言葉の中に出てくるものである。その原文は以下の通りである。

「一、今回欧州ノ大禍乱ハ、日本国運ノ発展ニ対スル大正新時代ノ天佑ニシテ、日本国ハ直ニ挙国一致ノ団結ヲ以テ、此天佑ヲ享受セザルベカラズ。

二、此天佑ヲ全ウセンガ為ニ、内ニ於テハ此年囂々タリシ廢減税等ノ党論ヲ中止シ、財政ノ基礎ヲ強固ニシ、一切ノ党争ヲ排シ、国論ヲ世界ノ大勢ニ随伴セシムル様指導シ、以テ外交ノ方針ヲ確立セザルベカラズ。

三、此戦局ト共ニ、英、仏、露ノ団結一致ハ更ニ強固ニナルト共ニ、日本ハ右三国ト一致団結シテ、茲ニ東洋ニ対スル日本ノ利権ヲ確立セザルベカラズ。

…（中略）…大正新政ノ発展ハ、此世界の大禍乱ノ時局ニ決シ、欧米列強ト駢行提携シ、世界的問題ヨリ日本ヲ度外スルコト能ハザラシムルノ基礎ヲ確立シ、以テ近年動モスレバ日本ヲ孤立セシメントスル欧ノ

さまざまな都市問題や社会問題が激化し、それらの問題を打開すべく、勸業事業、都市基盤整備、公衆衛生、社会事業などを行う必要性が増大していた。仙台市においてもほぼ同じような状況が到来しており、そこから本格的な近代的都市基盤整備事業に着手しようという動きが台頭していた。こうしたなかで重視された事業が市区改正および市電敷設であった⁴³⁾。

この市区改正と市電敷設の構想は「明治末期以降に頓挫した市区改正構想の再現」でもあった⁴⁴⁾。また、それだけでなく、それらへの着手こそ仙台市の都市化を推進させるとともに、のちの「大仙台」を目指すうえで必要不可欠な都市基盤ともされていた⁴⁵⁾。

しかし、この段階では、それらの事業の資金をどのようにして確保するかという点についてはほとんど煮詰められていなかった。事業の資金の確保が具体的なかたちで提示されたのが、後述する「市区改正事業資金設置及管理規則」(1919〔大正8〕年)であった。

(2) 仙台市財政の窮乏の深刻化

第二に、当時の仙台市にそのような市区改正や市電敷設を行えるほどの財政的余裕はなかったことである。それほど仙台市財政の窮乏が深刻化していたのである。

ここで、大正期の仙台市の一般会計の歳出入のおもな特徴をみよう⁴⁶⁾。まず、歳出の動きについてみると、一般会計歳出は、大正中期から急激な膨張傾向を示していることがわかる⁴⁷⁾(図2-1)。その内訳をみると、土木費や公債費の割合が増加傾向を示しているものの、依然として教育費が大きな割合を占めており、その額も1921年度には約55万1479円(歳出総額の48.9パーセント)となっている。一方、一般会計歳入の動きを見ると、歳出と同様に大正中期から急激な膨張傾向を示しており、依然として市税収入が大きな割合を占めていることがわかる(図2-2)。しかし、

「米ノ趨勢ヲ、根底ヨリ一層セシメザベカラズ。……(後略)」(井上馨侯博記編纂会『世外井上公伝』第5巻、原書房、1968年、367～369ページ)。

43) 1918(大正7)年2月22日、仙台市会において、全4条からなる「交通調査委員設置規則」が提出され、2月27日に可決された。この規則は「仙台市街鉄道又ハ仙台市ヲ起点トスル軌道其他ノ交通調査ノ為」(第一条)に設置されたものであり、それにもとづき同年3月末に交通調査委員会が設置された(仙台市会『大正七年 市会決議録』)。こうして仙台市における市街電車(市電)の建設に関わる調査がすすめられ、1919(大正8)年2月10日の仙台市会で、電気鉄道敷設と市区改正事業は密接な関係があるため、これらをセットで調査することが望ましいとされた。その後、市電敷設を視野に入れた道路の拡充・整備、すなわち市区改正事業の実施について、さかんに議論されるようになったのである。

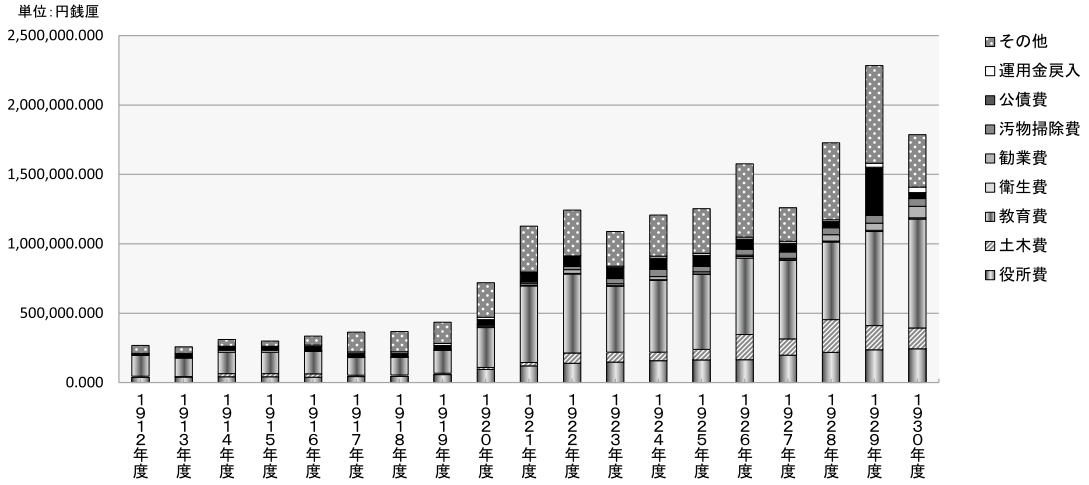
44) 仙台市史編さん委員会編『仙台市史 通史編7 近代2』、仙台市、2009年、42ページ。

45) このことについては、『河北新報』1919年2月6日において、2月上旬の時点で「市区改正は現在未だ確定せざる事実」ではあるが、「今後長町、原町等を合併し、卅万の人口を抱擁する大仙台実現の計画ありとすれば」、仙台市が自ら市区改正および市電敷設に着手せねばならないということを報じられていることからもうかがえる(「電鉄民間問題」)。この議論は、当時、市電敷設を仙台市が行うか民間会社が行うかで議論が分かれていた際に掲載された記事であるが、すでにこのときから大正10年代にさかんに議論される「大仙台」構想につながる考えが登場していたことは興味深い。

46) 大正期の仙台市の財政については、仙台市史編さん委員会編『仙台市史 通史編7 近代2』(仙台市、2009年)29～48ページに詳しいので、そちらも参照されたい。

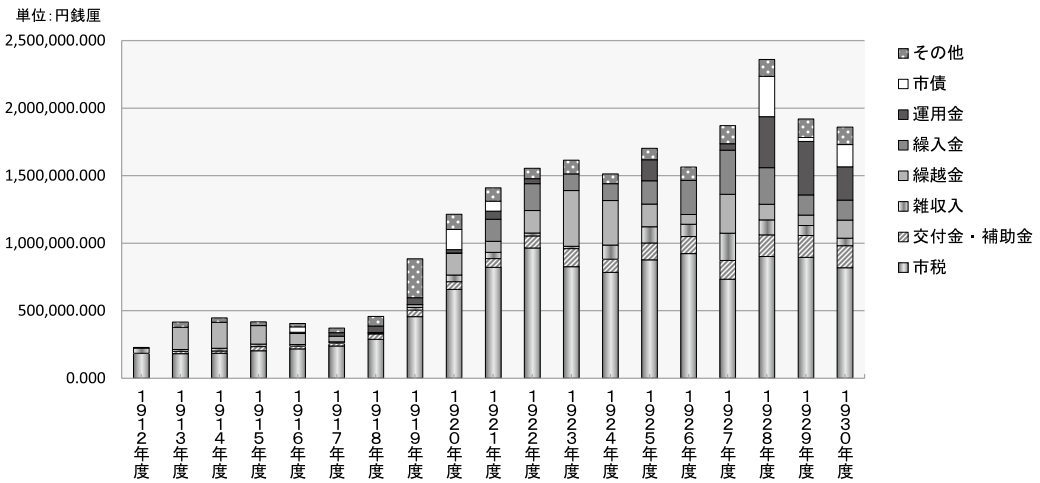
47) なお、当該期における全国の府県・市・町村の歳出の膨張の割合については、大川一司編『長期経済統計7 財政支出』(東洋経済新報社、1966年)166～167ページを参照されたい。また、仙台市史編さん委員会編『仙台市史 通史編7 近代2』(仙台市、2009年)30ページの図30では、それらの割合に加えて仙台市の歳出の膨張についても言及されているため、こちらも参照されたい。

図2-1 大正期から昭和初期における仙台市一般会計歳出（経常部・臨時部）決算額の推移



出典：仙台市史編さん委員会編『仙台市史 通史編7 近代2』（仙台市，2009年），31ページ図の31を参考に，仙台市『仙台市一般会計特別会計歳入歳出決算書』各年版より作成。

図2-2 大正期から昭和初期における仙台市一般会計歳入の推移



出典：仙台市史編さん委員会編『仙台市史 通史編7 近代2』（仙台市，2009年），34ページの図34を参考に，仙台市『仙台市一般会計特別会計歳入歳出決算書』各年版より作成。

市税収入の内訳をみると、それまで大きな比重を占めていた戸数割付加税⁴⁸⁾の割合が減少し、県税雑種税付加税⁴⁹⁾などの付加税による収入が増加している。歳入における市債や、国・県からの交付金・補助金などの割合も乏しく、全体として10パーセントを占めるにとどまっている。

このように仙台市は、「当時の深刻な財政危機の渦中であって、地方自治体はそのような経費を調達する独自財源をほとんどもたず、国からの補助金や交付金に大きく依存しなければならなかった」⁵⁰⁾状況にある一方で、新たな財源の確保が喫緊の課題となっていたのである。

また、明治末期に制定された「地方税制限ニ関スル法律」⁵¹⁾により、独自の課税を行うことを制限されていたほか、物価高騰により、市民の租税負担が過重な状態となっていたため、簡単には課税しにくい状況にあった。

このような状況下、市営電気事業の電気料金値上げによる増収の確保が、仙台市の新たな財源として注目されたのであった⁵²⁾。

48) 戸数割付加税については、水木忠武『戸数割税の成立と展開』（御茶の水書房、1998年）に詳しいので、こちらを参照されたい。

49) 県税雑種税付加税は1902（明治35）年度に新設されたものであるが、当初、仙台市一般会計歳入の市税収入に占める割合は8.4パーセントとなっていた。しかし、1910（明治43）年度からその割合が徐々に増加傾向を示し、1921（大正10）年度には市税収入の27.4パーセントを占めるに至っている（仙台市『仙台市一般会計特別会計歳入歳出決算書』各年版）。

50) 仙台市史編さん委員会編『仙台市史 通史編7 近代2』、仙台市、2009年、30ページ。

51) なお、この法律は、1919（大正8）年3月、「時局ノ影響ニ因ル地方税制限拡張ニ関スル法律」として改正され、国税付加税率制限の緩和措置がとられた。しかしながら、それでも地方財政の疲弊を緩和することにならず、翌年7月、「明治四十一年法律第三七号（地方税制限ニ関スル法律）中改正」が行われ、国税付加税率の一層の緩和がなされた。

52) それに至るまでには種々の議論がなされている。まず、1919年はじめには、仙台市の1919年度予算が「大膨張」することが予想されるが、それに見合う財源を市税から捻出することは困難であるとし、「明年度に於て愈財源逼迫するに至らば電灯料金の値上を実行するの外な」という世論が紹介されている（『河北新報』1919年1月1日「市予算大膨張 財源捻出困難」）。これは、その後の予算編成に際してたびたび述べられることであるが、それだけ仙台市財政が疲弊し、それを打開するための方法として、仙台市営電気事業の低廉な電気料金に注目されていたことがわかる。また、『河北新報』1919年1月20日では「何十年かののちには仙台市の経済は税金に□らず、電気部の純益だけにて独立維持せ直らるゝ時期あるべしと観測されてゐる、市の電気事業は…（中略）…電気債の償還も大きな口は片付くし、一面純益も増加するから、その時こそ電気部の基礎は大磐石の上に置かれ、莫大の利益を生み、実際に市費として市民の負担するところは緩和せらるゝこと、思はる」と報じられている（「市電〔市営電気事業のこと…引用者〕成績良好」）。ここからは、当時の仙台市営電気事業の順調な事業経営に鑑みて、市税にかわる新たな財源としての電気料金への期待が大きいことをうかがえる。しかし、電気料金の値上げについては「慎重考慮の必要あり」という声もあるほか（『河北新報』1919年1月6日「電灯料値上 再び問題となる」）、「一部の為政当局は、現在の仙台市営電灯料金を以て低廉なりと称し、これを引上ぐるも何らの問題」ないと述べているが、「当市の電灯料のみ低廉に過ぐ」とは言えず、「而も自治団体が市民生活の負担を大ならしめてまでも市の財政資源を増加せしむることの適当なりや否や、問題は茲に至りて解決さるべし」という反対意見も述べられていた（同1919年2月14日「仙台の電灯料は」）。実際、たとえば仙台市営電気事業は「電気の供給不十分なる為め、兎角批難の声高き仙台市の電気は、例年夏季及冬季に於て水不足或は結氷等の関係にて契約通りの送電をなし能はざること多く、為めに電灯の光力弱く、或は之を動力に使用する各種工場等の迷惑甚だし」く、市内工場においても「朝の数時間或は午前中、一部機械の運動を休止し、甚だしきは送電の十分となるまで全然休止する事も珍らしからず、…（中略）…支障となる事尽大なり」という状況でもあったという（同1919年1月31日「電力の不足で専売局の損害」）。そのため、電気料金の値上げをめぐる、仙台市はさまざまな問題をクリアしなければならなかったといえよう。

2. 1919（大正8）年の電気料金値上げ

1919（大正8）年2月18日、当時の仙台市長山田揆一は、仙台市会において「市区改正事業資金設置及管理規則」を提議した⁵³⁾。

この規則は全6条からなっている⁵⁴⁾。第1条では、市区改正に要する事業資金に充てるために設置されたものであることが規定されている。その際、この資金の管理は特別会計で行うこととされた（第1条第2項）ほか、市区改正事業資金の財源には、市区改正事業資金から生ずる収入と「電気事業より生ずる利益繰入金」が充当されることが規定された（第2条）⁵⁵⁾。これは、仙台市営電気事業が好調な事業経営を行っていたことに着目して規定されたものである。すなわち、1911（明治44）年に制定された「仙台市電灯並電動力使用料条例」を改正することによって電気料金の値上げを行い⁵⁶⁾、その増収分を市区改正事業資金として同事業に着手するまで「蓄積」し（第3条）、同事業の実施の際に使用することを企図したものであった⁵⁷⁾。

ところが、山田のこの提案には多くの反対意見が出された。たとえば、ある議員からは、電気料金の値上げは電気事業会計に何らかの支障が出た場合に行うべきものであるのに、「値上ゲシテ道路ヲ作ルトハ何事デアル」かという意見が出された⁵⁸⁾。このような意見に対して、山田は、これまで市区改正事業に着手できなかったのは財源がなかったためであるが、近年、当市の「電灯料ハ各市ニ比シテモ高くハナイ、又管内ノ諸会社ニ比シテ安イカラ、値上ゲシテモ差支ハナイ」として、「コレニ依リ十年間財源ナキニ苦ンダ市区改正ノ懸案ヲ解決スルハ可ナリ」と反論している⁵⁹⁾。また、市区改正事業の実施のためには多額の費用を必要とするため⁶⁰⁾、今後「少額ナガラモ今日ヨリ蓄積シテ改正ノ基礎財源ヲ造」るべきであると述べている。

53) この日の市会の様子は、『河北新報』1919年2月20日「仙台予算市会」にも掲載されている。

54) 条文については、仙台市会『大正八年 市会決議録』に原文（ただし決議後のもの）が収録されている。また、これと同じものが、仙台市史編さん委員会編『仙台市史 資料編8 近代現代4 経済・行政・財政』（仙台市、2006年）366～367ページにも収録されている。

55) なお、第2条の但し書きには「但、第一項（「電気事業より生ずる利益繰入金」…引用者）繰入額ハ毎年度之ヲ定ム」とされ、毎年度、特別会計電気事業費からの繰入金が充当されることが規定されている。

56) なお、当時は、主務大臣の許可を得て電気料金の設定を行うこととされていたが、料金の認可基準については電気事業法（1911年）でも明文化されておらず、実際の認可基準は電気事業者と需用家間の「契約に委ねて差支えないものである」とされていた（電力政策研究会『電気事業法制史』、文章堂、1965年、75ページ）。そのため、推測ではあるが、仙台市営電気事業においては、電気料金の設定が仙台市の采配に委ねられていたと考えられる。

57) 仙台市会『大正八年 仙台市会会議録』、仙台市役所（以下、『大正〇年 市会会議録』と表記する）。ちなみに同様の提案は、前年1918（大正7）年の市会でも行われていたが否決されている（仙台市会『大正七年 市会会議録』）。

58) 仙台市会『大正八年 市会会議録』、136ページ。

59) 仙台市会『大正八年 市会会議録』、141ページ。また、山田は、「市区改正ノコトハ多年ノ懸案デアリ、又、市民ノ幸福増進ノ計画デアリマスカラ、多少ノコトハ辛棒シナケレバナラナイ」と述べている（同書145ページ）。

60) 費用については、遠藤庸治が仙台市長を務めていた時代よりも多額となることが懸念されていた。たとえば、ある市会議員は「故遠藤庸治君ハ、其当時四百万円ハカ、ルト言ハレタ、今日デハ五百万円ヲ要スルカモ知レス、然ルニ一年ニ五百万円ヤ六百万円ツ、積ンダ所デ十年カ、ツテヤツト五十万円、コンナ計算デ何ガデキルモノカ、前途遠達ト言ハネバナラス」と、市区改正事業資金を積み立てること自体に懸念を表明している（仙台市会『大正八年 市会会議録』、143ページ）。

この市会では、市区改正事業は「莫大ナ費用ヲ要スルコトハ事実デア」⁶¹⁾ という認識が共有されていたため、さらに詳細な調査を望む声が多かった。それゆえ、そのための委員会を設けて調査を行うこととなった。

この間、数回の調査委員会が開催された。1919年2月22日の『河北新報』の記事によれば、「電気事業は電灯料値上に対し多数の反対あり、通過至難なる模様なれば、市区改正資金積立の如き当然其の運命を同ふすべきものなるを以て、両案は或は遂に否決せらるゝに至らん」という観測が報じられている⁶²⁾。電気料金の値上げについては、それ以外にも賛否両論が分かれており「楽観を許さざる」状態にあった⁶³⁾。そのようななか、23日の調査委員会において、電気料金の値上げが「条件付」で可決された。その条件とは、後述するように、「大堀発電所の竣工を待ちて発電能力の増加」を図ったあとで値上げを実施することであった⁶⁴⁾。

しかし、その一方で、依然として電気料金の値上げに反対する意見も多くあった。たとえば、1919年2月24日の『河北新報』の記事は、「電気事業の収益は市民負担軽減に充つべしとは該事業創始当時市当局の明言したる所にして、これを市区改正の資金に充当するが如きは其の目的に副はざるのみならず、…(中略)…更にこの際値上げを断行して市民の負担を増し、新に不生産的なる改正事業に投ずる如きは不可なりと論ずる向あり」と報じている⁶⁵⁾。また、郡部においても賛否両論が巻き起こり、とくに塩釜町では「仙台市より配電を受け居れども、…(中略)…然るに其料金率は現在市部よりは遙に高率にあるにも拘らず、今日まで忍んで其の徴収に応じ居たるに、今亦更に之を引上げんとするは不当の至りなれば、絶対に該案には反対」であるが、もし仙台市でやむを得ず「電灯動力料とも値上の必要あらば仙台市同様の取扱を受けた」旨を表明している⁶⁶⁾。

そのようななか、1919(大正8)年2月26日に開催された仙台市会では、仙台市長に対し、電気料金値上げに対する郡部の建議書が提出された。その建議書では、さきに述べた塩釜町と同じような要請、すなわち①電気料金の増率が、市部に比べて郡部が「甚タ加重」であること、したがって②「郡部ハ現状維持ヲ希望スト雖モ、市ニ於テ電気事業経営上止ムナク値上ケテ断行セントセハ、市部ト郡部ト均等ナルヲ穩当ナリトス」ること、さらに③均等でない電気料金の値上げは、郡部の事業の発展を阻害するものであること、などが主張されていた⁶⁷⁾。

このような意見をさらに煮詰めるべく、この会では以下の3つの意見が提出された。

第一に、委員会の修正案、すなわち建設中の大堀発電所が竣工されたあとに値上げを実施するという意見である。それによれば、当時すでに電気供給不足の声があがっているだけでなく、故障が発見された白石発電所の修理を行うさまざまな問題⁶⁸⁾が生じることになるが、それらの問題

61) 仙台市会『大正八年 市会会議録』, 144ページ。

62) 『河北新報』1919年2月22日「市予算委員会 電灯値上至難」。

63) 『河北新報』1919年2月23日「電灯値上 漸く紛糾す」。

64) 『河北新報』1919年2月23日「電灯値上 市区改正と分離 条件付にて可決」。

65) 『河北新報』1919年2月24日「電灯料値上調和か」。

66) 『河北新報』1919年2月24日「電灯料値上と塩釜町」。

67) 仙台市会『大正八年 市会会議録』, 158～159ページ。

68) たとえば、白石発電所の修理を行うにはその間の電気供給をストップさせなければならないため、生産ノ

に應えるには「今日電力ノ足ラヌ場合ニ値上ゲラスルノハ穩当デナイ、大堀発電所落成後ニ値上ゲスルコトニ附帯決議スル」ことを表明したものである。

第二に、市部（仙台市内）・郡部ともに電気料金値上げに反対するという意見である。これは、電力不足に対する市民の不安が大きいため、大堀発電所の完成ののち「電灯モ充分クナツタ時ニ値上ゲ」するべきであるから、今回は電気料金の値上げを延期し、昨年通りの使用料を設定すべきであるというものである⁶⁹⁾。これに対して山田は、電灯料金の値上げは、市部においては市区改正事業資金に充当するために行い、郡部は事業費の確保のために行うものであり、そのための費用を確保する必要があると述べた。また工業用の電動力については、市部と郡部とで事情が異なるため「市内ノ動力ハ値上ゲセス、郡部ノ方ハ値上ゲスルノデアリマス」⁷⁰⁾と述べ、電気料金の値上げを行いたいことを改めて表明した。

そして第三に、市部の電気料金はそのままにし、郡部の電気料金のみを値上げするという意見である。その理由としては、郡部のほうが营造費や取付工料など、事業のための費用がかかるためとされている⁷¹⁾。

このほかにも、①値上げ率の低減を行うべきであるという意見、②原案に賛成を表明する意見、③市営電気事業は「市民」のものであるから郡部の電気料金値上げの実施は妥当であるが、市区改正事業資金の設置は廃案にすべきという意見があったが、結局、委員会の修正案が賛成多数で可決され、「市区改正事業資金設置及管理規則」に基づいた電気料金値上げの実施が仙台市会で可決された⁷²⁾。

その後、大堀発電所の建設は、当初の予定から大幅に遅れたものの⁷³⁾、1919年8月10日に落成し、

活動を行っている事業などに打撃を与えるというようなことも述べられている（仙台市会『大正八年 市会会議録』、268ページ）。

69) また、ここでは、そもそも市営電気事業の目的は、①市民に低廉な電力を供給すること、②その利益でもって市民の負担を軽減することが述べられているほか、そもそも電気料金の値上げは、使用料のみでは収支を償うことができない場合、または事業の拡張によって利益が得られる見込みがある場合、緊急に行わなければならない事業があり、その際に財源がない場合に行うものであって、今回の電気料金の値上げはこのどの場合にも当てはまらないとして反対が表明されている（仙台市会『大正八年 市会会議録』188～190ページ）。

70) ちなみにこのとき、生活困窮者などについては「社会政策上、使用料ハ現在ノ俣ニ握置ク考デアリマス」と述べ、特定の需用家に対しては値上げを行わないことも述べている（仙台市会『大正八年 市会会議録』196ページ）。

71) 仙台市会『大正八年 市会会議録』、199ページ。

72) ちなみに、同日の議論において、「市区改正事業資金設置及管理規則」第3条の但書（「但着手前ト雖モ用地ノ買収費ニ使用スルコトヲ得」）は削除されている。

この料金差は、その後も解消されることはなかったとみえる。そのことは、その後、12月に電気料金が値上げされるまでにたびたび反対運動が起きたこと（「塩釜町民の反対運動」、『河北新報』1919年6月9日、「市民有志大会」、同6月12日など参照）や、昭和初期の仙台市と名取郡長町および宮城郡原町などとの合併の際、長町・原町側から仙台市側に提出された「長町及原町希望事項」のなかに「電灯料及原動力使用料ハ市内同額トセラレタキコト」とあることからもうかがえよう。なお、仙台市と長町・原町の合併については、仁昌寺正一「資料 昭和3年仙台市と名取郡長町の合併」（東北産業経済研究所『東北産業経済研究所紀要』第30号、79～103ページ）を参照されたい。

73) 当初は5月頃に竣工予定であったが、物価高騰にともなう原材料の確保の難航、農繁期による人手不足などの影響により、たびたび工事が遅れたようである（『河北新報』1919年5月14日「大堀発電遅延」、同6月16日「大堀落成延期 工事休止の姿」など）。

表2 仙台市営電気事業における電気料金の推移（1911年～1921年）

〈電灯〉

	1911年 (明治44)	1919年 (大正8)		1921年 (大正10)	
		市部	郡部	市部	郡部
5燭(以下)	28銭	30銭	—	35銭	不明
8燭(以下)	—	35銭	45銭	45銭	
10燭	45銭	—	—	—	
16燭	70銭	—	—	—	
20燭以下	—	55銭	65銭	65銭	
24燭	1円	—	—	—	
32燭以下	1円20銭	80銭	90銭	90銭	
50燭以下	1円70銭	1円	1円15銭	1円15銭	
100燭以下	3円	1円80銭	1円95銭	2円	
200燭以下	—	3円20銭	—	3円50銭	
孤光灯	7円	8円	15円	10円	

注：1919（大正8）年と1921（大正10）年の金額はいずれも値上げ後の金額であり、白熱灯1灯あたりの金額である。

〈電動力〉

	1911年 (明治44)	1919年 (大正8)		1921年 (大正10)	
		市部	郡部	市部	郡部
1ヶ月300KW以内	12銭/KWH	13銭/KWH	15銭/KWH	15銭/KWH	不明
1ヶ月500KW以内	11銭/KWH	12銭/KWH	14銭/KWH	14銭/KWH	
1ヶ月1000KW以内	10銭/KWH	11銭/KWH	13銭/KWH	13銭/KWH	
それ以上	9銭/KWH	10銭/KWH	12銭/KWH	12銭/KWH	

資料：仙台市会『仙台市会会議録』1919年・1921年、および仙台市『仙台市電気事業史』（1943年）より作成。

8月29日から送電が開始された。そして10月20日には通信省から使用認可を受け、本格的な稼働をみた⁷⁴⁾。それをうけて同年11月28日には仙台市電灯並電動力使用料条例と電気使用料細則の改正が告示され、12月1日から施行された⁷⁵⁾。かくして、同日から電気料金の値上げが行われた⁷⁶⁾（表2参照）。

74) しかしながら、大堀発電所が送電を開始した後も電力供給不足の解消にはつながらなかったようで、通信大臣の「厳命」を受けるに至っている（『河北新報』1919年12月4日「市の電気事業に通相の厳達」）。また、電気供給不足を非難するような世論も度々登場している。

75) 『河北新報』1919年11月29日「市電灯料値上 来月より実施」、同1919年11月30日「電灯電力料の値上は明日より」。

76) その後、電気料金値上げにともない、近年の物価騰貴に対応すべく電灯・電動力の新設・増設の取付工料（工事料金）が改められた。その際、またそれらの使用者の便宜を図るために使用者名義変更の手数料を新設するという理由から、1919年12月26日の市会に「仙台市電灯並電動力使用料条例中改正ノ件」が提出され、決議された（仙台市会『大正八年 市会会議録』）。このとき新設された使用者名義変更の手数料は、電灯1個につき10銭、電動機1基につき1円、電熱その他の装置1つにつき20銭とされた（『仙台市営電灯並電動力使用料条例中改正ノ件』、仙台市『仙台市電気事業史』、1943年、181ページ所収）。

では、その後、市区改正事業はどのように展開していったのか。まず、市区改正事業資金の動きについてみると、1919年12月1日より電気料金の値上げが行われたものの、その実施の遅延により、市区改正事業資金への繰入額は当初の予定から大幅に減額することとなった。1920(大正9)年3月29日の仙台市会では、1919年度特別会計市区改正事業資金における電気事業繰入金は当初の約5万円から1万6600円に減額された。そして、1920年度予算において、特別会計電気事業費の歳出(臨時部)「市費会計編入金」(のちの編入金)に5万8800円の市区改正事業資金編入金が計上された⁷⁷⁾。その後、この市区改正事業資金は、特別会計火災地道路改修費に運用されたほか、1920(大正9)年5月に発生した暴風雨のために損傷した市営電気事業の発電所の堰堤や放水路などの修復工事費として、特別会計電気事業費へも運用されている⁷⁸⁾。

一方、市区改正事業それ自体が本格的な進展をみせる契機となったのは、1919(大正8)年3月2日の「南町大火」の発生であった⁷⁹⁾。この大火の発生は偶然的なものではあったが、その後、この大火で大きな被害を受けた南町や東一番丁などの道路整備(里道改修)が他の諸事業に優先して行われることとなった。いわゆる「焼跡市区改正」の実施であるが、その後の市区改正事業の進展にもつながるものとなった⁸⁰⁾。こうして、1919年4月10日には「火災地道路改修費特別会計設置管理規則」の設定にともない、「焼跡市区改正」も特別会計で行われることとなり、1919年度の予算に11万3760円が計上された⁸¹⁾。なお、火災地道路の改修費用は一般会計からの繰入金⁸²⁾と宮城県からの補助金でまかなわれることとなった⁸³⁾。

「焼跡市区改正」が進むなか、1919年5月21日には「市営事業臨時委員設置規程」が設定された⁸⁴⁾。この規程によれば、市営事業臨時委員会は市区改正および市電敷設に関する調査を行うために設置されたもので(第1条)、市区改正や市電敷設における路線の選定・設計・予算の編成などを行う(第2条)ための重要な委員会であった⁸⁵⁾。こうして、「南町大火」を契機に、仙台市の市区改正事業は大きな進展をみることとなるのである。

なお、市区改正事業資金は、都市計画事業の進展にともなって1923(大正12)年度で廃止され、それまでの積立金は特別会計基本金のなかの土木基金に編入された。つまり、この市区改正事業

77) このことについては、仙台市『仙台市一般会計特別会計歳入歳出決算書』1920年度のなかでも確認しうる。

78) このとき、特別会計電気事業費へは1万800円が運用されているが、これはのちに利子をつけて特別会計市区改正事業資金へ戻し入れがなされている(仙台市『仙台市一般会計特別会計歳入歳出決算書』1920年度)。

79) 1919(大正8)年3月2日、「南町大火」が発生した。この火災は南町の周辺12町に延焼し、698戸を焼失し、東北学院などを含めた学校や官公署、会社などが罹災した。これについては『河北新報』1919年3月2日以降の新聞記事を参照されたい。

80) それにあたっては、仙台市と宮城県が「将来の交通事情に鑑み道路の改修を計画し」ていたとされていることから、市電敷設を視野に入れていたものと思われる(仙台市史編纂委員会編『仙台市史2 本篇2』、仙台市役所、1955年、351ページ)。

81) この歳入の内訳をみると、一般会計繰入金10万5000円、県費補助8760円となっている。歳出は里道改修費2万1900円、国道改修費寄付金8万3500円、予備費8360円となっていた(仙台市会『大正八年 市会決議録』)。

82) このとき、一般会計からこの繰入金に充当されたのは戸数割付加税と借入金であった。

83) このほか、材料購入費などに関する決議も行われている(仙台市会『大正八年 市会決議録』)。

84) なお、同年5月23日には「市営事業臨時委員費用弁償規定」も制定されている(仙台市会『大正八年 市会決議録』)。

85) 仙台市会『大正八年 市会決議録』。

資金は、大正後期から登場する都市計画事業の財源として受け継がれていくのである。

3. 1921（大正10）年の電気料金値上げ

ここでは、1921年2月から4月にかけて、仙台市会において行われた電気料金値上げに関する一連の議論についての検討を行うこととする。

（1）1921（大正10）年2月16日～17日の市会

1921（大正10）年2月16日、「大正十年度宮城県仙台市歳入出予算」など次年度予算に関する議案が仙台市会に提出された。これに関して、当時の仙台市長鹿又武三郎は次のように述べている。すなわち、1921年度においては、各種事業の増大により歳出が膨大する一方で、「歳出総額百十二万八千六百円ニ対シ歳入ノ市税ハ七十五万二千二百余円、其他ノ収入ハ十七万二千七百余円ニシテ、茲ニ不足額二十万三千七百余円ヲ生スル」⁸⁶⁾ こととなるため、歳入における市税収入や県補助金の増額を図ったほか、「電気部歳計剰余金ヲ繰入ルモノ」による繰入金金の増加、基本金の運用なども図ったところ⁸⁷⁾、前年度にと比べて約30万7000円の増額をみたものの「尚十三万七千七百余円ノ不足ヲ生スル」こととなるため、一時的に公債を発行し⁸⁸⁾、歳入の補填を行おうとした⁸⁹⁾。要するに、歳入不足を補うために起債することを提案したのである。

また、このとき鹿又は、起債を行う一方で電気料金の値上げによって起債を補填する手法、つまり歳入不足の一部を電気料金の値上げによって歳入不足をカバーする方法を導入しようとした⁹⁰⁾。さらに、特別会計予算の説明のなかで、特別会計電気事業費歳出の「繰入金」として「市区改正事業資金、一般会計事業費及水道布設費ニ繰入ルル為メ合計十三万三千余円ヲ計上」することを表明した⁹¹⁾。

とはいえ、この案の可否は即日で結論が出なかった。そこで新たに調査委員会が設けられ、一般会計・電気部・水道部およびその他特別会計の3部にわかれて調査が実施されることとなった。

86) 仙台市会『大正十年 市会会議録』、41ページ。

87) このとき、仙台市は「電気部九年度歳計剰余金五万七千余円ヲ繰入レ、且各種基本金ヨリ運用金九千円、合計六万六千余円ヲ歳入ニ」充てようとした（仙台市会『大正十年 市会会議録』41～42ページ）。

88) ちなみに、当時、市町村が市債を発行する場合や増税を行う場合は、市制改正第166条にもとづき、内務大臣および大蔵大臣の許可が必要であった（『市制改正』、大蔵省印刷局『法令全書』第4号、1911年、153～154ページ〔法律第68号〕）。

89) 仙台市会『大正十年 市会会議録』、40～41ページ。なお、このときの市税の状況と起債について、1921（大正10）年2月27日の仙台市会で、ある市会議員が次のように述べている。「本年ノ予算ハ非常ノ膨張」を示しているが、歳入の「大部ハ市税ニシテ、市税ニテモ戸数割ハ六倍八倍ト出ス上ニ県税ガ増セバ猶一層ノ負担ヲ増ス、戸数割（戸数割付加税ノコト…引用者）ハ制限ナキニヨリテ誠ニ此ノ市ニテ寒心ニ堪エヌ、当局モ貧弱ナル市ナレバ……市税ノミ増シテモイカズ遣リ繰リ算端シテモイカズ、遂市債ヲ起サレタ事ト思ハル……（後略）」（同書63～64ページ）。ここからも、当時の仙台市において戸数割付加税の負担が増大していること、市税負担の増大により公債に頼らざるをえなかったことなどがうかがえよう。

90) このことについては、以下のような供述が記載されている。「コノ起債額ノ一部ヲ電灯値上ケニヨリテ補填セントセシガ希望ノ程度ニスルニハ、条例ノ認可ヲ要スルモノナルガ、認可ヲ得ル為ニ時日ヲ要スルカ為メ一時起債ニシ認可ヲ得タル上ニテ電灯ノ値上ケヲ行ヒコレヲ以テ起債額ニ補填セントスル計画ヲ立テタノアル」（仙台市会『大正十年 市会会議録』、42ページ）。

91) 仙台市会『大正十年 市会会議録』、45ページ。

翌2月17日には、前日に続いて次年度予算に関する審議が続けられた。この日は予算に対する質疑応答が行われた。ある市会議員は、一般会計予算について「市カ必要ナル費用ヲ毎年のヲ市税ノ増額、市債ニ求ムルトセバ、市ノ財政ハ市債ノタメニタオレルニ至ルカモ知レズ」⁹²⁾と発言し、歳入が増税や起債に依存していることへの懸念を表明した⁹³⁾。これに対して市長鹿又武三郎^(ママ)は、本年において「本年ハ出来得ル限り起債セスシテ予算ノ編制ヲナサントセシモ計画セン事業ヲ遂行セントセバ起債ニ俟タサルベカラサルニ至レル次第ナリ、然レト市債ハ条件付ノ起債ニシテ、電気料金ヲ改正シ認可ノ後約九万六千余円ト、又多少ノ動力料金ノ値上セバ、之レトテ工業ノ発展ヲ阻害セヌ限りノ程度ニテ値上ヲ行ヒ、十万五千円ノ収入ヲ見越シテ予算計上ノ市債ヲ減スル見込ナリ」⁹⁴⁾と述べ、電気料金の値上げによって起債額を抑えられることを強調している⁹⁵⁾。

ここまでの市会でのやりとりで確認しておきたいことは、それまでの議論がすべて電気料金の値上げを前提に進められていることである。前節で取り上げた1919(大正8)年の市会においては、電気料金の値上げが市会に提出されるや、賛否両論が激しく巻き起こっていた。しかし、1921年のここまでの議論をみる限りでは、膨張する歳出に対し、歳入の補填方法をどのように行うべきかということが主たる内容となっており、起債を行いつつもその額を軽減するために特別会計電気事業費からの繰り入れを行うことが最有力な方法として考えられていたことがわかる。

(2) 1921(大正10)年2月26日～27日の市会

1921年2月26日に開かれた仙台市会では、最初に一般会計予算に関する調査委員会の報告がなされた。同報告では、歳出の削減をはかったものの、やはり歳入の不足が生じるため、それを起債や市区改正事業資金の運用などによって補うべきであるとされた。また、歳入のうち、「電気事業費繰入金ニ於テ三万五千五百二十九円四十銭ヲ増」すという修正案が提示された⁹⁶⁾。次に、特別会計予算の調査委員会の報告が行われたが、その報告では特別会計電気事業費歳出の事務所費などの減額を行い、「其ノ減シタ額ヲ一般会計ニ繰り入レルコト」とが主張された⁹⁷⁾。つまり、特別会計電気事業費の予算を削減し、その分を一般会計へ繰り入れようとしたのである。

翌日(2月27日)の市会においては、ふたたび一般会計歳入の電気事業費繰入金に対する質問が出された。ある市会議員は、電気事業からの繰り入れは「確實デハナ」く、もし「条例ノ改正許可ヲ得テ電灯料ヲ値上ケシテ予期ノ如キ収入カアルトシテモ、九万七千円シカトレナイ、之ヲ以テ市

92) 仙台市会『大正十年 市会会議録』, 59ページ。

93) なお、このとき、学校校舎や児童数の増大にともなう教育費の増大については授業料を徴収すべきであるという意見も提示されている。これに対して鹿又は、授業料の徴収については「研究」中であるが、「将来此ノ計画ヲ実現セント思フ」と述べ、授業料徴収に前向きな態度を示している(仙台市会『大正十年度 市会会議録』, 59～60, 62ページ)。

94) 仙台市会『大正十年 市会会議録』, 61ページ。

95) なお、別の市会議員から、「市債ニヨリテ歳入ノ欠陥ヲ補填スルニアラズシテ電灯料ヲ値上スル御考ナラバ、何故ニ電灯料ヲ計上セサリシカ、此ノ俣ニシテ起債ヲサレテモ困ルト思フ、何故ニ電灯料値上ヲ予算ニ編入セサリシカヲ伺フ」(仙台市会『大正十年 市会会議録』, 67ページ)という質問が出たが、この質問に対して鹿又は「此ノ点ハ委員会ニテ述ヘント思ヒマス」と述べている(同71ページ)。現時点では、その後の調査委員会でのどのような説明があったのかを確認することができなかった。これについては今後の課題としたい。

96) 仙台市『大正十年 市会会議録』, 100ページ。

97) 仙台市『大正十年 市会会議録』, 107ページ。

債ヲ補填スルニシテモ尚市債ヲ存スルコトニナル」⁹⁸⁾ため、電気料金の補填をせずに経常費などの削減を行うなどの調査を行うべきであるとした。このほかさまざまな議論が行われたが、結果として前回の調査委員会の報告どおり、修正案が可決されることとなった。すなわち、ここにおいて、市税の増税、市債の発行、電気事業費繰入金の一般会計歳入への補填が決定されたのである⁹⁹⁾。

(3) 1921 (大正10) 年3月30日と4月15日の市会

同年2月27日の市会決議をうけて、3月30日に開かれた仙台市会においては、「仙台市営電(気)灯並電動力使用料条例中改正ノ件」¹⁰⁰⁾が審議された¹⁰¹⁾。これについて、仙台市長鹿又は、「現ニ他市ニテ経営セル電気事業者ノ料金ニ比シ当市電気部ノ料金ノ低廉ナルカーツ、当市ニテ年々事業多クナルニヨリテ其ノ資金ヲ要スルニヨリ、既ニ定メタル条例中ノ燭光ヲ改正」¹⁰²⁾すること、すなわち電気料金の改正を行うことを主張した。その際、従来の電気料金を、燭光数などに応じて5銭～15銭ずつ値上げし、剰余金を捻出しようとした¹⁰³⁾。この「仙台市営電(気)灯並電動力使用料条例中改正ノ件」については慎重に審議を行うために調査委員会を設けるべきという意見が出される一方で、値上げ料金の設定について「将来上ケル余裕ヲ見テオクハ如何ナモノカ」¹⁰⁴⁾という批判も出て、値上げ案そのものの撤回を主張する声もあった。こうした声に対して鹿又は、「本案速カニ御決議ヲ願フハ予算ノ市会ノ時ニ申上ケタル通、電灯料ノ値上ノ認可ヲウケテ一日モ速ニ起債ノ額ヲ電灯料金ヲ値上シテ得タルモノニテ補填シ度キ考ナリ、一日モ速(マ)ナレバ、ソレ丈ケ借金ノ方モ其ノ荷ヲ軽クスルコト」¹⁰⁵⁾が出来るとして、「撤回ノ意思ナク出来ル丈ケ早ク」¹⁰⁶⁾議決したいと表明した。ここには、前回の市会ですでに電気事業費繰入金を計上することが決定していたため、それとの整合性をはかろうという鹿又の思惑があったものと思われる。

しかし、電気料金値上げについてはまだまだ反対意見も根強くあり、市会議員のなかには「市

98) 仙台市会『大正十年 市会会議録』, 125～126ページ。

99) 仙台市会『大正十年 市会会議録』, 237ページ。これ以降、予算編成の時期には、電気事業からの繰入について議論がなされている。このことについては、仙台市会『市会会議録』各年版を参照されたい。

100) 正確には「仙台市営電灯並電動力使用料条例中改正ノ件」であるが、ここでは仙台市会『大正十年 仙台市会会議録』163ページの記述(「第五十一号議案 仙台市営電(気)灯並電動力使用料条例中改正ノ件」)にならうものとする。

101) なぜ決議されたあとから約1ヶ月経過しているのかといえ、同年3月2日に「南町大火」が発生したためである。

102) 仙台市会『大正十年 市会会議録』, 172ページ。その際、電気料金を改正するにあたっては、「カーボン燭光」(炭素線電球)と「タングステン」(金属線電球)の料金を統一し、「タングステン」の電球を基にした使用料金の算出を行おうとしていた。

103) このことについて、仙台市会『大正十年 市会会議録』では以下のように述べられている。「現在(1921年3月のこと…引用者)、八燭以下ハ三十五銭トレルヲ十銭上ケテ四十五銭ト致シタリ、二十燭以下ハ十銭上ケテ六十五銭トナルモ七十銭ト規定シ五銭ノ余裕ヲトレリ、ソレハ条例ヲ度々改ムル繁ヲ避ケ、七十銭ト規程セルモ十銭アケテ六十五銭ノ使用料ヲ積リナリ、三十二燭ハ八十銭ヲ十銭上ケテ九十銭トルカ、之ハ一円ト計上シテ十銭ノ余裕ヲトレリ、五十燭ハ一円十銭ナルヲ十五銭上ケテ一円二十五銭トヘキヲ、条例ニハ五銭ノ余裕ヲミテ一円三十銭トシタリ、百燭ハ二円トヘキヲ二円二十五銭、二百燭ハ三円二十銭ナルモ三円五十銭トヘキヲ四円十銭トセリ、第四条ニテハ二銭ツツ値上ケシテ十銭ノモノヲ十二銭、十三銭ノモノヲ十五銭トシ……(後略)」(同書173～174ページ)。

104) 仙台市会『大正十年 市会会議録』, 175～176ページ。

105) 仙台市会『大正十年 市会会議録』, 176～177ページ。

106) 仙台市会『大正十年 市会会議録』, 177ページ。

ニテハ安価ナル電灯ヲツケサセルガ主デアツテ、財界ハ不況ナルニ係ラズ大部利益アル事業ナリ、会社ノ事業ナラハ如何市営ナルニヨリテ市民ノ負担ハ堪エ得ルナリ、現今ノ財界ニ電灯ヲ高クトリテ文明ノ事業ヲ却テ委縮セシムルハ不本意ナリ¹⁰⁷⁾と、値上げの撤回（否決）を要求する者もあった。結局、この日は採決が行われず、市会議員7名による調査委員会が設けられ、調査が行われることとなった。

その後、数回にわたる調査委員会¹⁰⁸⁾の開催を経て、1921年4月15日にもふたたび仙台市会が開かれた。そこでは「仙台市営電^(マ)(気)灯並電動力使用料条例中改正ノ件」に関する調査委員会の報告が行われた。同報告では、「電灯条例ノ改正案」について、「今日ノ改正案ハ県内ノモノヨリモ安イ、其ノ他動力ノ関係モ他会社ノモノヨリ劣レリ、特ニ山形、福島、岩手ニ於テヨリモ仙台ハ安イ、ソレテ今日改正シテモ不当テナイ」¹⁰⁹⁾ものとされた。また、電気料金の「値上ケニヨリテノ増収ハ約十二万円ヲ得ル、他ニ比シテ高カラズ、御承知ノ通り、当市ニテハ市区改正事業、道路改良工事其ノ他ノ工事費ノ資金ニ充テントノコトナルニヨ」¹¹⁰⁾るため、「委員会ハ多数ヲ以テ原案ヲ相当ト認ムルコトニ決シマスタ」とされた¹¹¹⁾。

これに対しては、ここでもまた反対意見が出された。ある市会議員は、「市ノ財界ノ不況ト中流以下ノ困難ノ時ニ際シタレバ、値上ケハイカナイ」¹¹²⁾として電気料金の値上げに反対を表明し、「値上(ケシテ) (原文ママ…引用者) 適当ノ時期ニ提案スルマテハ否決セラレタイ、充分ナル利益ガアルカラデアル、市債ヲ起シタ後デ値上ケシテモヨロシイ……借金政策ヲトルヘシ」¹¹³⁾と主張した。これは、電気料金の値上げを行うかわりに多額の起債を行うべきという主張であった。また、別の議員は「電灯料値上ケハ生活上ニ大ナル関係アルモノナレバ、その当時、仙台市と宮城県とのあいだで進んでいた仙台市営電気事業の郡部事業の売却¹¹⁴⁾が完了すれば市に支払いがなされ、財

107) 仙台市会『大正十年 市会会議録』、177ページ。

108) 第1回の調査委員会は1921(大正10)年4月2日に開催されたが、出席者が「定数に満たざるため流会」となった(『河北新報』1921年4月3日「市会三委員会 電灯値上流会」)。そして、あらためて5日に開かれることとなったが、調査委員のなかには「値上げに対して絶対反対の態度を取るもの」もあるため、「委員会の決議を確実に予想するは聊か困難」であるとされた(同4月4日「電灯値上行悩」)。しかし、5日に開かれた調査委員会での審議の結果、「(一) 仙台市の電灯料金は他地方に比して遥に低廉なること、(二) 若し原案を承認せざるときは市は之に予定したる財原を起債に待たざる可からずとの二理由から原案可決とな」った(同4月6日「電灯値上 委員会は可決」)。そして、この審議の結果を、同年4月15日の仙台市会にはかることとなったのである。

109) 仙台市会『大正十年 市会会議録』、232ページ。

110) 仙台市会『大正十年 市会会議録』、232ページ。

111) 仙台市会『大正十年 市会会議録』、232ページ。なお、このとき電気料金の改正については以下のように述べている。これは前掲注106と重複する部分もあるが、比較的わかりやすく説明されているため、あえてここで掲げることとする。「五燭ハ五銭、八燭、二十燭、三十二燭ハ各十銭ツツ、五拾銭ハ十五銭、百燭ハ式十銭、二百燭ハ三十銭、孤光灯ハ二円ヲ値上ケシ、不定時灯(臨時灯トシテ)三十二燭以下一銭、五十燭一銭五厘、百燭二銭、二百燭五銭、孤光灯十銭値上スルノデ『メートル』ノ点火料ハ一キロワット時ニ付二銭ノ値上ケ、動力ハ一馬力ニ付五十銭ノ値上ケ、動力メートルハ一キロワット時ニ付三厘値上ケセントスルモノデ、左様ニ条列ヲ改正セントスル案デ、今日ノ改正案ハ県内ノモノヨリモ安イ、其ノ他動力ノ関係モ他会社ノモノヨリ劣レリ……(後略)」(仙台市会『大正十年 市会会議録』231ページ)。

112) 仙台市会『大正十年 市会会議録』、233ページ。

113) 仙台市会『大正十年 市会会議録』、233ページ。

114) これは、大正中期、仙台市と宮城県とのあいだで行われたもので、1919(大正8)5月、当時の宮城県ノ

政的余裕が見込めるものとして「此際ニ値上ケシマシテモ急速ニ此ノ金ヲ求ムル必要ナシト思フ」とし、「決議ヲ延期サレタイ」と主張した。つまり、値上げ案の撤回を求めたのである。

とはいえ、他方では市長の提案に対する賛成意見も少なからずあった。ある議員は、電気料金値上げについては「反対ノ意見モアリタルガ、ケレドモ市ハ如何ナル財源ガアルカラ見ルヘシ、…（中略）…幸ニ仙台ニハ他県ニ比シ東北ニテモ安イ電灯ニテ市民ニ安定セシムルタメニ市営トシタリ、サレト時勢ニ適応セサルヘカラズ、市ハ他ニ財源ナシ、借金政策モ可ナリ、サレド市ハ如何ナルモノヲ以テ借金ヲ返スカ、……値上ケスレバ今借金ノ必要ハナイ、市ノ財源ハ困難テアル、不^(ママ)景気ハ已ムヲ得ナイ」¹¹⁵⁾と主張している。

こうした賛否両論が飛び交う状況のなかで採決がはかられたが、結果は賛成多数となり、「仙台市営電（^(ママ)気）灯並電動力使用料条例中改正ノ件」は調査委員会の報告どおりに可決された。電気料金の値上げの実施が正式に決定したのである。強硬な反対意見が出されたものの、市会議員の多くは市長の主張を評価したといえるであろう。その後、1921年5月14日にこの「仙台市営電（^(ママ)気）灯並電動力使用料条例中改正ノ件」の許可申請が内務大臣・大蔵大臣に提出され、同年8月18日に認可を受けた。そして、9月1日より電気料金の値上げが実施された¹¹⁶⁾（値上げ後の電気料金は表2参照）。

なお、その後も、一般会計歳入に対する特別会計電気事業費編入金は継続して計上された¹¹⁷⁾。その金額をみると、1921（大正10）年度には約16万3529円、1925（大正14）年度には17万2486円、1930（昭和5）年度には13万2240円と、安定的な繰り入れが行われている¹¹⁸⁾。その後も編入金は一般会計に充当され続け、その額を特別会計電気事業積立金¹¹⁹⁾とあわせると、1929年度のピーク時において一般会計歳入の約3割近くを占めていた。これは、電気事業からの「繰入金」が、仙台市財政の財源のひとつとして大きな役割を果たしていたということを端的に表しているといえよう¹²⁰⁾。

〳知事森正隆が、県内の産業発展の阻害を防ぐために県内の電気事業を統合して県営電気事業を設立するという構想を提示したことに端を発するものである。その後、仙台市との話し合いが重ねられた結果、1923（大正12）年3月、市営電気事業の有する郡部（名取郡長町、宮城郡原町・七北田村の一部を除く）の供給区域、白石発電所をはじめとする工作物や営業権など、仙台市が有していた郡部財産のほとんどを162万8000円で宮城県が買収し、県営電気事業を発足することとなった。この経緯について、詳しくは安孫子麟「宮城県の電気事業」（白い國の詩編『東北の電気物語』、東北電力株式会社、1988年）367～375ページ、および高橋芳紀「戦前東北地方における公営電気事業—仙台市・宮城県を中心に—」（東北学院大学大学院経済学研究科『経済研究年誌』第22号、2001年、69～99ページ）を参照されたい。

115) 仙台市会『大正十年 市会会議録』、235～236ページ。

116) 仙台市『仙台市事務報告書』1921年度、178ページ。ちなみに、その後、電気料金の値下げの問題も登場してくる。これについては、仙台市『仙台市電気事業史』（1943年）を参照されたい。

117) なお、この繰入金は一般会計歳入において「繰入金」に充当されている。

118) 仙台市『仙台市一般会計特別会計歳入歳出決算書』各年版を参照のこと。

119) 特別会計電気事業積立金の歳出において、少なくとも1918年度以降、ほぼ毎年「運用金」が計上されている（仙台市『仙台市一般会計特別会計歳入歳出決算書』各年版）。これはおもに一般会計歳入に充当されるもので、その意味では特別会計電気事業費からの「繰入金」と同じような役割を果たすものであった。しかし、その金額は運用金のほうが大きく、繰入金より大きな役割を担っていたといえる。これについての詳細な分析については今後の課題とした。

120) ちなみに、特別会計電気事業費歳出（臨時費）「編入金」の内訳をみると、この電気事業費繰入金は一般会計のほか、市区改正事業資金（1919～1922年度）、水道事業費（1921～1941年度）、都市計画事業費ノ

おわりに

これまで検討してきたことを要約して結びとしたい。

日露戦争終結後、仙台市でも近代的都市基盤整備事業の必要性が急速に高まっていった。それを具体化したものが「五大事業」の提唱であったが、仙台市の財政難に直面し、思うような進展はみられなかった。そのようななかにあっても「五大事業」中の市営電気事業の構想が動き出すこととなり、1911年に市営電気事業が発足したのであった。また、同年の市制改正で特別会計が設置可能となったことによって、仙台市営電気事業は特別会計で運営されることとなる。その後、同事業は順調な事業経営を行って行くのであった。

第一次世界大戦後、都市部ではより一層の都市基盤整備事業の必要性が増大した。とくに、都市問題や社会問題の激化による街路整備（いわゆる市区改正と市電敷設）の必要性は顕著にみられた。その一方、財源の窮乏化が深刻なものとなり、新たな財源調達が急務の政策課題となっていた。仙台市でも同様の動きがみられたが、市営電気事業の順調な経営状況に注目され、ここに新たな財源を求めたのであった。それが、1919年の仙台市会で提議された「市区改正事業資金設置及管理規則」、および1921年の仙台市会で提議された電気事業繰入金の一般会計充当にあらわれたのである。いずれも、電気料金の値上げによって増収を図るものであったため賛否両論が巻き起こったが、結果として値上げは実施された。そして、それ以降も市営電気事業からの「繰入金」の充当はさまざまなかたちで続けられ、のちの仙台市長が市営電気事業をして「財政の宝庫」と言わしめることになるのである。

要するに、大正期の電気料金の値上げは、仙台市が本格的な都市基盤整備事業に着手するために行われたものであり、市営電気事業が従来の電気供給事業だけではなく、「財源調達手段として機能」する契機となった出来事である。その意味では仙台市の近代的都市形成過程を考察するうえで、看過できない重要な出来事であったといえよう。

（謝辞）

岩本先生には、本学大学院において懇切丁寧なご指導をいただきました。また、この退職記念論集にも執筆の機会を与えていただきました。心から感謝の意を表します。

先生のご健康と、ますますのご活躍を祈念いたします。本当にありがとうございました。

<参考文献>

- ・安孫子麟「宮城県の電気事業」、白い國の詩編『東北の電気物語』、東北電力株式会社、1988年、335～382ページ
- ・伊藤之雄編『近代京都の改造—都市経営の起源 1850年～1918年—』、ミネルヴァ書房、2006年

ㄨ (1931～1941年度) などにも充当されている(仙台市『仙台市一般会計特別会計歳入歳出決算書』各年版)。ここから、電気事業費繰入金が、一般会計だけでなく、仙台市のさまざまな事業の財源として重要な役割を担っていたことをうかがいしることができよう。

- ・井口和起編『近代日本の軌跡3 日清・日露戦争』, 山川出版社, 1994年
- ・井口和起『日露戦争の時代』, 吉川弘文館, 1998年
- ・井上馨侯博記編纂会『世外井上公伝』第5巻, 原書房, 1968年
- ・宇田正「近代大阪の都市化と市営電気軌道事業の一寄与—市区改正との関連において—」, 大阪歴史学会『近代大阪の歴史的展開』, 吉川弘文館, 1976年, 287～357ページ
- ・大石嘉一郎・金澤史男「近代都市財政史研究の課題と方法」, 明治学院大学産業経済研究所『研究所年報』第11号, 1994年, 97～136ページ
- ・大石嘉一郎・金澤史男編『近代日本都市史研究—地方都市からの再構成—』, 日本経済評論社, 2003年
- ・大内力編『現代資本主義と財政・金融2 地方財政』, 東京大学出版会, 1976年
- ・大川一司編『長期経済統計7 財政支出』, 1966年
- ・大蔵省印刷局『法令全書』第4号, 1911年
- ・大坂健『地方公営企業の独立採算制』, 昭和堂, 1992年
- ・楫西光速・加藤俊彦・大島清・大内力『日本資本主義の発展Ⅰ』(双書 日本における資本主義の発達3), 東京大学出版会, 1957年
- ・楫西光速・加藤俊彦・大島清・大内力『日本資本主義の発展Ⅱ』(双書 日本における資本主義の発達4), 東京大学出版会, 1957年
- ・『河北新報』各年度
- ・雲然祥子「公営電気事業と近代の都市形成に関する一考察—仙台市を事例にして—」, 東北経済学会『東北経済学会誌』第64号, 2011年, 4～16ページ
- ・小早川光郎編集代表『史料日本の地方自治 第1巻 近代地方自治制度の形成』, 学陽書房, 1999年
- ・坂本忠次『日本における地方行政の展開—大正デモクラシー期地方財政史の研究—』, 御茶の水書房, 1989年
- ・櫻井良樹「第二次桂内閣の市制改正について」, 日本歴史学会編集『日本歴史』第487号, 吉川弘文館, 1988年, 66～80ページ
- ・自治館編輯局『改正市制町村制逐條示解』(改訂54版), 自治館, 1912年(復刻版:五十嵐鑛三郎・松本角太郎・中村淑人著『改正市制町村制逐條示解』〔改訂54版〕第1分冊 地方自治法研究復刊大系第37巻 日本立法資料全集別巻727, 信山社, 2011年, 同第2分冊〔地方自治法研究復刊大系第38巻 日本立法資料全集別巻728, 信山社, 2011年))
- ・芝村篤樹『関一—都市思想のパイオニア—』, 松籟社, 1989年
- ・芝村篤樹『日本近代都市の成立—1920・30年代の大阪—』, 松籟社, 1988年
- ・関一『都市政策の理論と実際』, 三省堂, 1936年
- ・関野満夫「関一の都市財政論」, 京都大学経済学会『経済論叢』第129巻第1・2号, 1982年, 94～113ページ
- ・関野満夫「関一の大崎市営事業」, 京都大学経済学会『経済論叢』第129巻第3号, 1982年, 77～96ページ
- ・仙台市『仙台市電気事業史』, 仙台市役所, 1943年
- ・仙台市『宮城県仙台市事務報告書』各年版
- ・仙台市『仙台市一般会計特別会計歳入歳出決算書』各年版

- ・ 仙台市会『市会会議録』1911年～1926年
- ・ 仙台市会『市会決議録』1911年～1926年
- ・ 仙台市開発局計画部都市計画課『仙台都市計画史』, 1988年
- ・ 仙台市史編纂委員会編『仙台市史2 本篇2』, 仙台市役所, 1955年
- ・ 仙台市史編纂委員会編『仙台市史10 年表・書目・索引篇』, 仙台市役所, 1956年
- ・ 仙台市史編さん委員会編『仙台市史 資料編5 近代現代1 交通建設』, 仙台市, 1999年
- ・ 仙台市史編さん委員会編『仙台市史 資料編6 近代現代2 産業経済』, 仙台市, 2001年
- ・ 仙台市史編さん委員会編『仙台市史 資料編8 近代現代4 経済・行政・財政』, 仙台市, 2006年
- ・ 仙台市史編さん委員会編『仙台市史 通史編6 近代1』, 仙台市, 2008年
- ・ 仙台市史編さん委員会編『仙台市史 通史編7 近代2』, 仙台市, 2009年
- ・ 仙台市電気部『仙台市電気事業報告書』1919年(宮城県図書館所蔵), 1921年～1931年(東京市政調査会市政専門図書館所蔵), 1935年(大阪市立大学学術情報センター所蔵)
- ・ 高橋芳紀「戦前東北地方における公営電気事業—仙台市・宮城県を中心に—」, 東北学院大額大学院経済学研究科『経済研究年誌』第22号, 2001年, 69～99ページ
- ・ 高寄昇三『明治地方財政史』第6巻 大都市財政と都市経営, 勁草書房, 2006年
- ・ 高寄昇三『大正地方財政史』上巻, 勁草書房, 2008年
- ・ 高寄昇三『大正地方財政史』下巻, 勁草書房, 2009年
- ・ 竹中龍雄『日本公企業成立史』(大阪商科大学経済研究所調査彙報第十四輯), 大同書院, 1939年
- ・ 帝国地方行政学会編『改正市制町村制積義』, 1911年(復刻版: 中川健蔵・宮内國太郎・阿部壽準・立花俊吉著『改正市制町村制積義』地方自治法研究復刊大系第26巻 日本立法資料全集別巻716, 信山社, 2010年)
- ・ 寺尾晃洋『独立採算制批判』, 法律文化社, 1965年
- ・ 仁昌寺正一「資料 昭和3年仙台市と名取郡長町の合併」, 東北産業経済研究所『東北産業経済研究所紀要』第30号, 2011年, 79～103ページ
- ・ 長谷部弘「仙台市における近代的地方財政制度の成立過程—財政制度の近代化と『二十四ヶ町共有金』—」, 東北都市学会『仙台都市研究』Vol. 6, 2008年, 23～47ページ。
- ・ 原田敬一『日清・日露戦争』(シリーズ日本近現代史③), 岩波書店, 2007年
- ・ 水木忠武『戸数割税の成立と展開』, 御茶の水書房, 1998年
- ・ 持田信樹「日本における近代的都市財政の成立(一)」, 東京大学社会科学研究所『社会科学研究』第36巻第3号, 1984年, 95～142ページ
- ・ 持田信樹「日本における近代的都市財政の成立(二)」, 東京大学社会科学研究所『社会科学研究』第36巻第6号, 1985年, 49～198ページ
- ・ 持田信樹『都市財政の研究』, 東京大学出版会, 1993年
- ・ 望月和彦『大正デモクラシーの政治経済学』, 芦書房, 2007年
- ・ 山本公德「第一次世界大戦後の日本における現代的中央地方関係の模索」, 歴史価額協議会編『歴史評論』

No.724, 2010年, 17～28ページ

- ・藤田武夫『日本資本主義と財政』, 実業之日本社, 1949年
- ・藤田武夫『日本地方財政発展史』, 河出書房, 1949年